

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月5日

【発行者名】 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
藤原 嗣之

【電話番号】 03-6738-1683

**【届出の対象とした募集内
国資産流動化証券の名称】** 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・
期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)

**【届出の対象とした募集内
国資産流動化証券の金額】** 1,000億円(予定)
(注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状
況を把握した上で、2021年7月21日頃に決定される予定です。

【縦覧に供する場所】 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)】

1【銘柄】

明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)

(以下「本社債」といいます。)

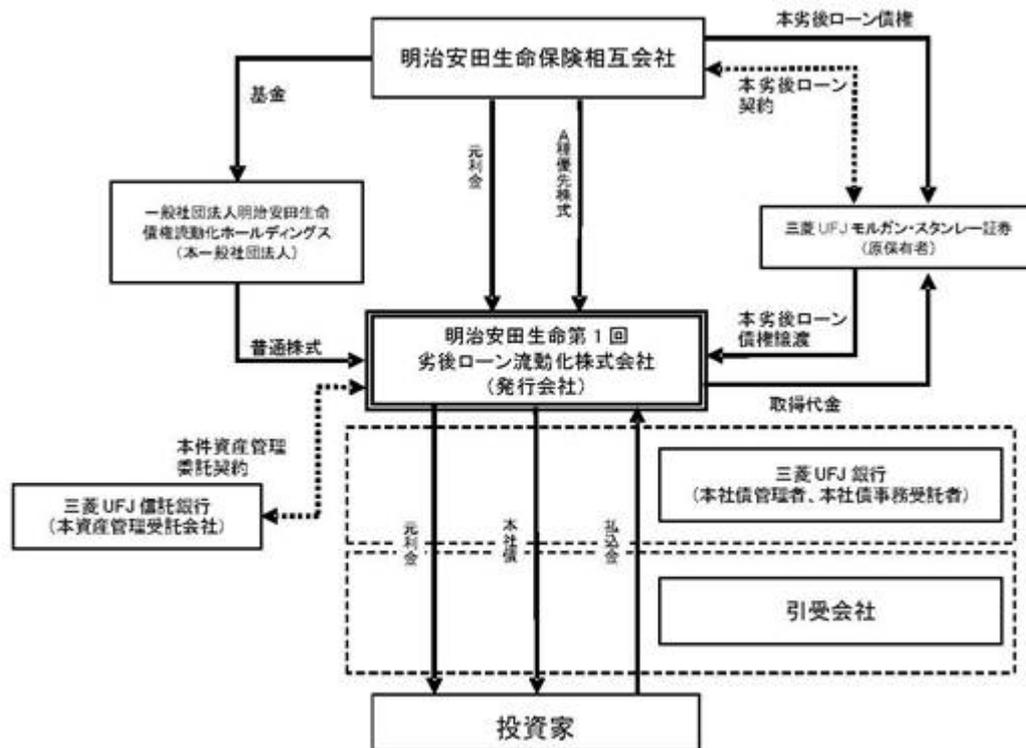
2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替社債

(a) 本社債は、その全部において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「社債等振替法」といいます。)の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針(これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「業務規程等」と総称します。)に従って取り扱われるものとし、

(b) 本社債が社債等振替法の規定の適用を受けることができない場合及び社債等振替法に従い本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券(以下「本社債券」といいます。)が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は、1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等



(a) 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。以下同じ。）に基づき2021年5月31日に日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。）（以下「一般法人法」といいます。）に基づき設立された一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

(b) 発行会社は、株式会社格付投資情報センターから2021年7月5日付で本社債につき予備格付を取得し、2021年8月2日迄に本社債につき本格付を取得する予定です。詳細については後記(10)「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。

(c) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」又は「原保有者」といいます。）は、2021年7月21日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2021年8月2日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で1,000億円（予定）（注）を明治安田生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を明治安田生命に対して取得します。

（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2021年7月21日頃に決定される予定です。

(d) 発行会社は、2021年7月21日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約（以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2021年8月2日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。本劣後ローン

債権の取得資金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命の上記本劣後ローン債権の譲渡日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。

- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、明治安田生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。
- (f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及び野村證券株式会社を幹事会社とする引受会社(後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。)が引受を行います。
- (g) 本社債は一般募集とします。
- (h) 本社債及び本劣後ローン債権の利率は同率であり、いずれも年2回利息支払が行われ、その元金は、それぞれ最終償還日(以下に定義されます。)及び本劣後ローン最終弁済日(以下に定義されます。)に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、発行会社が明治安田生命から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、発行会社は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(e)の記載に従い本社債買入消却を行うことができ、この場合、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「本社債買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。本社債に基づく債務の履行は、会社法その他適用法令に従い本劣後ローン債権等より得られる金銭をもって行うことが予定されています。
- (i) 発行会社は、2021年7月21日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日(当日を含みます。)から次の利率改定日(当日を含みます。)までの間のそれぞれをいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、SMB C日興証券、大和証券及び野村證券を総称していいます。

「業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」オ「グロスアップ」の記載に基づき明治安田生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、明治安田生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記7「利率」記載の利率により後記8「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとし、但し、未払残高を含まないものとし、

「原保有者」とは、本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「最終償還日」とは、2051年8月2日をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本基準」とは、保険監督者国際機構若しくはその業務を承継した機関が策定する国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups）に対する国際資本基準（Global Insurance Capital Standard）又はこれに類似する基準をいいます。

「資本事由」とは、()保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）若しくはこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本劣後ローンが保険業法及びその他の関連法令における負債性資本若しくはその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、明治安田生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合、又は、()明治安田生命が、直接若しくは間接的に、資本基準の適用対象となることとなり、金融庁その他の監督当局との協議の結果、本劣後ローンが資本基準に定めるTier2資本（資本の分類等の変更が生じた場合は、これに相当するもの）に係る要件を満たさないおそれが軽微でないと明治安田生命が判断した場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下

「格付機関」といいます。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、()本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は、()本劣後ローンについて、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、()^(a)明治安田生命のソルベンシー・マージン比率が200% (資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準) を下回った場合、若しくは適用ある規制 (当該規制に関する解釈を含みます。) 上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、^(b) 当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、明治安田生命のソルベンシー・マージン比率が200% (資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準) を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制 (当該規制に関する解釈を含みます。) 上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は()金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から明治安田生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。) をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。

「償還日」とは、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法 (明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。) をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、明治安田生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、明治安田生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当初利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2031年8月2日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「野村証券」とは、野村証券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務、本社債に係る発行会社の債務及び発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

ア 発行会社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。

イ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

エ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ 発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、2021年8月2日をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般法人法により設立された一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングスをいいます。

「本格付機関」とは、R&Iをいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2021年7月21日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本資産管理委託手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、発行会社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本社債」とは、明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）をいいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、明治安田生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2021年7月21日付で発行会社及び三菱UFJ銀行の間で締結される明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日)」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」イ「明治安田生命の選択による弁済」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日以外)」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」イ「明治安田生命の選択による弁済」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2021年7月21日付で発行会社及び三菱UFJ銀行の間で締結される明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合において、明治安田生命が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記8「利払日及び利息支払の方法」(1)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本届出書提出日」とは、2021年7月5日をいいます。

「本引受契約」とは、2021年7月21日付で発行会社、明治安田生命及び幹事会社の間で締結される明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2021年8月2日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、明治安田生命が、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、()資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は()本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、既に経過した期間に係る本劣後ローンの利息であり、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」の記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2021年7月21日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び明治安田生命の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン後順位劣後債務」とは、明治安田生命の基金に係る債務及び明治安田生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された明治安田生命の債務をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、明治安田生命に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2021年7月21日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2051年8月2日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、明治安田生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び本劣後ローン後順位劣後債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる明治安田生命の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、明治安田生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された明治安田生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。但し、いかなる場合も明治安田生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の社債に係る明治安田生命の債務があります。

- ア 2045年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2015年10月20日)
- イ 明治安田生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月15日)
- ウ 明治安田生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月15日)
- エ 明治安田生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2017年11月6日)
- オ 2048年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2018年4月26日)
- カ 明治安田生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2019年9月25日)

「本劣後ローン任意停止」とは、明治安田生命が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、いずれかの利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」ア又はイの記載に基づき本劣後ローンが弁済されるべき日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローンの元本の弁済を行うために充足すべき、()当該弁済を行った後において明治安田生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができることと見込まれること、又は()明治安田生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うこ

とを条件とし、かつ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」エ「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日について、当該本劣後ローン利払日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から当該本劣後ローン利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2022年2月2日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年2月2日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日及び8月2日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

ア 明治安田生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。

イ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

エ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本エによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ 明治安田生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」エ「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「明治安田生命」とは、明治安田生命保険相互会社をいいます。

「利息計算基準日」とは、2021年8月2日を第1回として、その後毎年2月2日及び8月2日をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の12銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2022年2月2日を第1回とし、その後毎年2月2日及び8月2日をいいます。

「利率改定日」とは、2031年8月2日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日の直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（発行会社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知られている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 明治安田生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は明治安田生命に知られている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 明治安田生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 明治安田生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- エ 明治安田生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 明治安田生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って明治安田生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は29,920株（予定）、その払込金額の総額は1,496,000,000円（予定）です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

（注）上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時（2021年7月21日頃）に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます（払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ）。

$$\text{払込金額} = 1,496,000,000\text{円} + (\text{後記3「券面総額」記載の本社債の総額} - 1,000\text{億円}) \times 1.08\%$$

（1）負の値の場合はゼロとする。

（2）後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div 50,000\text{円}$$

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「S M B C日興証券」とは、S M B C日興証券株式会社をいいます。

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は発行会社の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないうちに記載されている方法及び順序によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において管理され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

(4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権の他には、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は明治安田生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は明治安田生命が支払う本劣後ローンの元本の弁済金によって行われることとなりますが、本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、明治安田生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら明治安田生命の信用力に依存しており、その時々明治安田生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

なお、明治安田生命の財務状況については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。また、明治安田生命の事業上のリスクについては、後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

これらのリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元金の償還に関するリスク

ア 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2051年8月2日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することを予定しています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローンの元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の

3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローンの元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

イ 発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、明治安田生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

ウ 本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローンの元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、明治安田生命は、その選択により、2031年8月2日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い明治安田生命が本劣後ローンの期限前弁済を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は発行会社及び明治安田生命を含むいかなる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従った明治安田生命による本劣後ローンの期限前弁済はいずれも明治安田生命の権利であり、明治安田生命に期限前弁済を義務付けるものではなく、明治安田生命がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び明治安田生命に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、明治安田生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、明治安田生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、明治安田生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、明治安田生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が明治安田生命から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、明治安田生命は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、明治安田生命の基金に係る元利金そ

の他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、明治安田生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、明治安田生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項(相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項)により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、()更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()、()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()基金に係る更生債権、()社員権の順序となり、株式会社の場合は、()更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、()()に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、明治安田生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき明治安田生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、明治安田生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会

社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。なお、本社債の発行日以後、明治安田生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに明治安田生命及び発行会社の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えています。

ア 原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ 本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。

エ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡については明治安田生命の確定日付ある証書による承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 明治安田生命の株式会社化に伴うリスク

明治安田生命は現在相互会社として保険業を営んでいます。保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、明治安田生命が組織変更により株式会社となる場合には、組織変更の効力発生をもって本劣後ローン契約の一部の規定が読み替えられるものとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン利息の支払が停止している場合に本

劣後ローン同順位劣後債務に係る利息の支払等が禁止されますが、読替後はかかる支払等は禁止されません。

そのため、明治安田生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における明治安田生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合を除き、以下のことを約束しています。

ア 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

イ 本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

ウ 発行会社は、()本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は下記エに記載する業務及びその付帯業務に関連して必要な債務の負担をする場合(発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)かつ()本社債管理者の事前の書面による承諾があり、()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

エ 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要なない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(以下、本(h)において「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日まで、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる場合があります。

これらの場合において、明治安田生命は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、明治安田生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が明治安田生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は明治安田生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります。その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(i) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、上記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、発行会社の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て明治安田生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び株式会社東京共同会計事務所(以下「事務受託者」といいます。)は、本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、下記(8)「倒産手続の放棄等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が

開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。))までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。本劣後ローンの元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(k) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び事務受託者は、前記(i)「発行会社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初

の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る会社等に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(l) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することに伴うリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記(i)「発行会社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(m) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、上記(g)「発行会社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(n) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(o) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、発行会社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(p) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号、その後の改正を含みます。)第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本(p)において同じです。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本(p)において同じです。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下本(p)において同じです。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、明治安田生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権を主な財産とする発

行会社が発行した社債であり、法形式的には明治安田生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が明治安田生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(q) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ア「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長によっても、明治安田生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(r) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(s) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク
本社債の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他明治安田生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債明治安田生命関連通知」といいます。)は、全て、明治安田生命から本劣後ローン債務の弁済(期限前弁済を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の明治安田生命から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローン明治安田生命関連通知」といいます。)を発行会社が受領した後に行われます。従って、明治安田生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン明治安田生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債明治安田生命関連通知は、かかる明治安田生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(5) 期限前償還

本社債の元金は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

(6) 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(7) 利息支払の停止

本社債の利息は、後記8「利払日及び利息支払の方法」(6)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

(8) 倒産手続の放棄等

(a) 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申し立てに対し参加、同意等をしないものとされています。

(b) 本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産(以下本(8)において「本責任財産」といいます。)のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の「ないし」に記

載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手段の申立てを行わないことに合意するものとされています。

- (c) 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

(9) 劣後条件等

(a) 劣後特約(発行会社劣後事由)

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(b) 劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))

発行会社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

(c) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し、発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び明治安田生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(d) 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件(発行会社劣後事由)及び劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還するものとされています。

(e) 相殺禁止

発行会社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が

行われている場合には、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就されない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(10) 本社債に関する信用格付

本社債について、発行会社は、R&IからAの予備格付を2021年7月5日付で取得しており、また、R&IからAの本格付を本社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載する予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

3 【券面総額】

金1,000億円（予定）

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2021年7月21日頃に決定される予定です。

4 【各社債の金額】

金1,000万円

5 【発行価額の総額】

金1,000億円（予定）

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2021年7月21日頃に決定される予定です。

6【発行価格】

各本社債の金額100円につき金100円

7【利率】

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2031年8月2日(当日を含みます。)までは年(未定)% (注)とし、(b)2031年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間については当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)% (年率) (注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記各利率は、2021年7月12日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2021年7月21日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。の方法による場合(b)における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とし、の方法による場合(b)における加算率は、決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値に1.00%を加えた値とします。

(2) 上記(1)(b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に発行会社は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本(2)において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数第4位を四捨五入します。本(2)において以下同じです。)を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)に国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

本(2)における「参照国債ディーラー」とは、発行会社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

本(2)における「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから発行会社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

(3) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日(当日を含みます。)から5銀行営業日以内に、上記(1)(b)及び(2)により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

8【利払日及び利息支払の方法】

- (1) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2022年2月2日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月2日及び8月2日にその日までの前半か年分を支払います。
- (2) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与るものではありません。
- (3) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- (4) 本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、(a) 当該償還日において残存する経過利息又は 当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び (b)未払残高は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- (5) 本社債利息及び経過利息の支払については、上記(1)から(4)までのほか、下記(6)「利息支払の停止」及び(7)「未払残高の支払」並びに前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」に従います。
- (6) 利息支払の停止
発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の12銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- (7) 未払残高の支払
(a) 発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から12銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関(業務規程等に定める口座管理機関をいいます。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
- (b) 発行会社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

- (c) 未払残高の支払については、本(7)「未払残高の支払」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元金は、下記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記7「利率」(1)(b)に記載の利率による利息が発生するものとし、発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づく本劣後ローン弁済要件の充足有無の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日(延長後の最終償還日を含みます。以下、本(a)において同じです。))より30日以上60日以内の事前の)通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日における本社債の元金の償還の有無及び最終償還日が延長される場合はかかる延長後の最終償還日を通知するものとし、
- (b) 発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イの記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イの記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)

を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(d) 上記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(e) 本社債買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済が明治安田生命と発行会社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。

(f) 本社債の償還又は本社債買入消却については、本9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び同(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

10【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

11【申込証拠金】

該当事項はありません。

12【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2021年7月21日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

みずほ証券株式会社

SMB C日興証券株式会社

大和証券株式会社

野村証券株式会社

その他の引受会社(未定)(注)

(注) その他の引受会社は、2021年7月12日頃に決定される予定です。

13【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

2021年8月2日

(2) 払込取扱場所

三菱UFJ銀行

なお、三菱UFJ銀行は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本社債の払込金を発行会社に交付します。

14【引受け等の概要】

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	(未定) (注2)	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金65銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定) (注2)	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定) (注2)	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注2)	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定) (注2)	
(未定)(注1)	(未定)(注1)	(未定) (注2)	
合計	-	100,000	

(注1) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、SMB C日興証券、大和証券及び野村證券以外の引受会社については2021年7月12日頃に決定される予定です。

(注2) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2021年7月21日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2021年7月21日頃に決定される予定です。

15【社債管理者又は社債の管理会社】

(1) 本社債に関する社債管理者の状況

社債管理者	住所	委託の条件
三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	下記(2)から(6)まで、後記17(4)「発行会社の遵守事項」、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」、「管理報酬等」()及び同「その他」をご参照下さい。

(2) 本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

(3) 本社債管理者は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を行います。

(4) 本社債管理者は、本社債管理委託契約、本社債要項及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本社債管理者に悪意又は過失がない限り、発行会社又は本社債権者に対して責任を負いません。

(5) 会社法第740条第1項の規定により社債権者が異議を述べることができる場合において、社債管理者が社債権者のために異議を述べるができる旨の会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

- (6) 本社債管理者は、本社債権者と本社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含みます。)、その他正当な事由があるときは、本社債管理者の事務を承継する者を定め、かつ、本格付機関が本社債に付与した格付が当該承継により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認して辞任することができます。

16【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

17【その他】

(1) 社債権者集会

- (a) 本社債に関する社債権者集会は、会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債(本(1)において、以下「本種類の社債」といいます。)の社債権者集会は、発行会社又は本社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記(2)「通知の方法」記載の方法により公告又は通知するものとし、
- (c) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (d) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本社債管理者に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

(2) 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとし、但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、発行会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときはこれを省略することができます。)に掲載する方法によりこれを行うものとし、
- (b) 上記(a)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- (c) 上記(a)及び(b)の記載にかかわらず、発行会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債管理者が認める上記(a)及び(b)に定める方法以外の方法により、本社債に関する本社債権者への通知を行うことができます。
- (d) 本社債管理者が本社債に関する公告を行う場合には、法令所定の方法によるほか、本社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にもこれを掲載するものとし、
- (e) 本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、
「<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/4/m440/index.html>」です。

(3) 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。本劣後ローン契約の契約証書の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時

間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(4) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理契約に定められたところによる場合を除き、以下の各号を遵守することを約束しています。

- (a) 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 発行会社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は下記(d)記載の業務及びその付帯業務に関連して必要な債務の負担をする場合(発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)かつ()本社債管理者の事前の書面による承

諾があり、()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

- (d) 発行会社は、本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要なない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。
- (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 発行会社は、本劣後ローン債権に基づく明治安田生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。
- (i) 発行会社は、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。)を適式に行います。
- (j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済の当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本社債管理者に交付します。
- (k) 発行会社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (l) 発行会社は、子会社(会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
- (m) 発行会社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- (n) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。
- (o) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の普通株主をして、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。
- (p) 発行会社は、明治安田生命以外の者に対して、発行会社のA種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、明治安田生命に対して、随時A種優先株式を発行することができます。
- (q) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- (r) 発行会社は、株式について配当を行いません。

(5) 本社債要項の変更

- (a) 本社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (b) 前記(a)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとし、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

(6) 元利金の支払方法

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、発行会社は、下記(7)「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

(7) 発行代理人及び支払代理人

本社債の、業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三菱UFJ銀行とします。

(8) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(9) 申込みの方法等

- (a) 本社債の申込期間は、2021年7月21日とし、払込期日は2021年8月2日とします。本社債の発行価格は各本社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。
- (b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

(10) 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針、検討状況及び検討金額、需要額、希望価格並びに最終的な購入金額等の情報(個人情報を除き、業態別の投資者の数、需要額及び最終的な購入金額を含みます。また、文書、口頭、物品、電磁的記録その他いかなる媒体で提供されたものであるかを問いません。)については、主幹事である三菱UFJモルガン・スタンレー証券、みずほ証券、SMB C日興証券、大和証券及び野村證券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、主幹事を通じて、必要に応じて明治安田生命に開示、提供及び共有される予定です。なお、明治安田生命は当該情報について、本社債の需要調査に関する目的以外には使用しません。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー及び(特定)短期社債】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローン債権による資金調達を行い、その手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2021年5月31日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、社債等振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより当該譲渡の日に債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

(2)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命の概要については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の債務者に関する事項」及び後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

(3)【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき2021年8月2日に原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

(4)【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本劣後ローン契約に基づき、管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移

転と同時に、発行会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

明治安田生命は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から貸し付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、本資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

三菱UFJ銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、これらの行為等をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます(会社法第705条第1項及び第4項)。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- () 本資産管理受託会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した明治安田生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座内の預金及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産(以下本において「本資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- () 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行株式会社に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

() 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。

三菱UFJ信託銀行は、2016年6月28日開催の第11期定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、取締役監査等委員が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っています。

a 法律に基づく機関の設置等

(a) 取締役会及び取締役

三菱UFJ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役にて構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しています。ただし、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行っています。

(b) 監査等委員会

三菱UFJ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行っています。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱UFJ信託銀行及び子会社の業務・財産の状況の調査等を行っています。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しています。

b その他の機関の設置等

三菱UFJ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しています。また、三菱UFJ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しています。

() 監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。

() 内部管理、人員及び手続

a 内部管理

三菱UFJ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、(a)法令等遵守体制、(b)顧客保護等管理体制、(c)金融円滑化管理体制、(d)情報保存管理体制、(e)リスク管理体制、(f)効率性確保のための体制、(g)グループ管理体制、(h)内部監査体制、(i)監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、(j)監査等委員会への報告体制、(k)監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針及び(1)その他監査等委員会の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しています。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行い、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っています。

b 人員及び手続き

(a) 内部監査体制

イ リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱UFJ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しています。

ロ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しています。

ハ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査担当部署として監査部を設置しています。

ニ 内部監査担当部署は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査担当部署統括の下、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会

社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しています。

ホ 重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱UFJ信託銀行グループの業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査を行うこととしています。

ヘ 内部監査担当部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行うなど協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。

(b) 内部監査に関する組織

監査部人員114名(2021年3月末現在)

(c) 内部監査に係る手続き

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱UFJ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しています。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員の下、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しています。

(d) 監査等委員会による監査に係る組織

監査等委員8名(うち常勤監査等委員3名)

総務部及び監査部内に監査等委員会室を設置しています。

(e) 監査等委員会による監査に係る手続き

監査等委員会で定める監査の方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用した監査を行うとともに、監査等委員会が選定した監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席や会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

() 監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しています。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員会から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しています。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融事務部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融事務部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用になるほか、貸金業法が適用になります。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、

貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用となります。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日において貸し付けを行い、同契約に従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権の譲渡については、民法上の通常の債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に対する譲渡については本劣後ローン債権が発生する2021年8月2日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び債権者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法(清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合)及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に譲渡された明治安田生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金1,000億円(予定)

(注)上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2021年7月21日頃に決定される予定です。

(b) 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

(c) 実行日

本劣後ローン貸付実行日

(d) 本劣後ローン最終弁済日

2051年8月2日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいい、下記(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

(e) 弁済の方法及び期限

ア 本劣後ローンの元本は、下記イの記載に基づき期限前弁済される場合を除き、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済します。

本劣後ローン弁済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終弁済日に弁済されない場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とし、かかる延長が継続する間も後記(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」に従って利息が発生するものとします。

明治安田生命は、本劣後ローン最終弁済日(延長後の本劣後ローン最終弁済日を含みます。)より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン弁済要件の充足の有無を通知するものとします。本劣後ローン弁済要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとします。

イ 明治安田生命は、以下の場合において本劣後ローンを弁済することができます。

明治安田生命の選択による弁済

明治安田生命は、その選択により、本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a) 資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b) 資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び() 本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

資本性変更事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

グロスアップ事由による弁済

グロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、明治安田生命は、その選択により、明治安田生命が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

本社債買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、明治安田生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、明治安田生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、()本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を弁済し、()本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。)を支払います。

明治安田生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

ウ 上記ア又はイに基づき本劣後ローンが弁済されるべき日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン弁済日(当日を含みます。)までの本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

エ 本劣後ローンの元本の弁済については、本(e)「弁済の方法及び期限」の記載のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(f) 利率

ア 本劣後ローンの利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2031年8月2日(当日を含みます。)までは年(未定)% (注)とし、(b)2031年8月2日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間については当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)% (年率) (注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記(a)の利率及び(b)における加算率は、2021年7月21日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、前記第一部第1、7「利率」(1)(a)の利率及び(b)における加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

イ 上記ア(b)における「5年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に本劣後ローン貸付人は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本項において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数第4位を四捨五入します。本イにおいて以下同じです。)を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利と

します。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される5年国債金利とします。

なお、上記ア(b)における利率は、利率決定日に本劣後ローン貸付人が決定します。

本イにおける「参照国債ディーラー」とは、発行会社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

本イにおける「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから発行会社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

ウ 本劣後ローン貸付人は、利率決定日に、上記ア(b)及び上記イにより決定された本劣後ローンの利率並びに当該利率の算定に用いた5年国債金利を明治安田生命に通知します。

(g) 利息支払の方法及び制限

ア 利息支払の方法

本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」ア(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は(未定)円(注)です。

(注)上記金額は、2021年7月21日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に、前記(f)「利率」ア(b)に基づき決定される利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

上記に別段の定めがある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、()a当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又はb当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高は、前記オ「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本(g)「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

イ 利払いの任意停止

明治安田生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰

り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

ウ 利払いの強制停止

明治安田生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、()資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は()本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

エ 本劣後ローン未払残高の支払

明治安田生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、10銀行営業日以上20銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、()適用ある規制上の要件を充足し、()資本不足事由が発生しておらず、また、()本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記()、上記イ「利払いの任意停止」及びウ「利払いの強制停止」並びに下記(h)「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、明治安田生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については明治安田生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

明治安田生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

本劣後ローン未払残高の支払については、本エ「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

オ グロスアップ

明治安田生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。明治安田生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、明治安田生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、明治安田生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

(h) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

明治安田生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は上記ア「利息支払の方法」からオ「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、明治安田生命は、本劣後ローン同順位劣後債務又は本劣後ローン後順位劣後債務(明治安田生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還又は買入消却を行うこと、又は明治安田生命の子会社をして行わせることはできません。但し、明治安田生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

(i) 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローンの元本の弁済並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件等

ア 劣後特約

明治安田生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

イ 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、明治安田生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

ウ 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに明治安田生命に返還します。

エ 相殺の禁止

明治安田生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、明治安田生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(k) 事実の表明及び保証

明治安田生命は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用について明治安田生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

明治安田生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

明治安田生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

明治安田生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他明治安田生命に適用がある法令、規則、通達、明治安田生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は明治安田生命を当事者とする若しくは明治安田生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、明治安田生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

明治安田生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、明治安田生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みかつ有効です。

本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、明治安田生命から本劣後ローン貸付人に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における明治安田生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、明治安田生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されています。

明治安田生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本劣後ローン契約に基づき、明治安田生命から本劣後ローン貸付人に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、明治安田生命は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日時時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。

明治安田生命を当事者とする又は明治安田生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、保険業免許取消の処分を受け、若しくは解散したこと、保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと、保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、保険業法第267条に基づき、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含みますが、これらに限られません。)は発生、継続しておらず、かかる事由は明治安

田生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生すること
もありません。

(1) 組織変更に伴う読替

明治安田生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。本届出書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第一部 証券情報

第1 (特定)社債((特定)短期社債を除く。)

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

(前略)

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、明治安田生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された明治安田生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の社債に係る明治安田生命の債務があります。

- ア 2045年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2015年10月20日)
- イ 明治安田生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月15日)
- ウ 明治安田生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月15日)
- エ 明治安田生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2017年11月6日)
- オ 2048年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)(発行日:2018年4月26日)
- カ 明治安田生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2019年9月25日)

(中略)

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 明治安田生命について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、明治安田生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本工による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。

オ 明治安田生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

(中略)

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

ア 明治安田生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は明治安田生命に知っている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

イ 明治安田生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。

ウ 明治安田生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

エ 明治安田生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

オ 明治安田生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

(後略)

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

本劣後ローン債権の概要

(g) 利息支払の方法及び制限

イ 利払いの任意停止

下記カに従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、明治安田生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

ウ 利払いの強制停止

明治安田生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

エ 本劣後ローン未払残高の支払

明治安田生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、10銀行営業日以上20銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、()適用ある規制上の要件を充足し、()資本不足事由が発生しておらず、また、()本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記()、上記イ「利払の任意停止」及びウ「利払の強制停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、明治安田生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については明治安田生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

明治安田生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

本劣後ローン未払残高の支払については、本エ「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(中略)

カ 強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6か月間において以下のいずれかの事由(本項において、以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。)が生じた場合、明治安田生命は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限りです。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に本劣後ローン強制停止事由が発生した場合は、この限りではありません。

明治安田生命が株式の配当(会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含みます。)又は本劣後ローン後順位劣後債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息(未払残高を含みます。)の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合(但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び上記エ「本劣後ローン未払残高の支払」記載の本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)

明治安田生命又は明治安田生命の子会社が明治安田生命の株式又は本劣後ローン後順位劣後債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、以下の事由のいずれかによる場合を除きます。)

()会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得

()合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得

()従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得

(h) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(後略)

本劣後ローン債権の明治安田生命による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による買戻し等)は定められていません。

本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である明治安田生命に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

明治安田生命保険相互会社

(b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

(c) 沿革

沿革

【明治安田生命保険相互会社】

年	月日	主なできごと
2004	1.1	明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社が合併し、明治安田生命保険相互会社発足
	1	明治安田生命誕生記念商品「ライフアカウント L.A. Double」を発売
	1	業界初、全国営業拠点の事務サービスシステムを全国的にWebオンライン型システムに移行
	8	明治安田生命ビル(東京都丸の内)竣工
	9	「ライフアカウント L.A. みらいヒモモル」「ライフアカウント L.A. Double 意気健康」を発売
2005	4	明治損害保険株式会社と安田ライフ損害保険株式会社が合併し、「明治安田損害保険株式会社」発足
	4	疾病予防サービスの提供事業を行なう「ヘルスケアータルサポート株式会社」を設立
	4	「医療保険 MYどっく」を発売
	4	ライフアカウント L.A.「医療保障パッケージ」「がん重点パック」「女性医療パック」を発売
	10	「こどものしけん」を発売
2006	3	「保険金・給付金のお支払いに関する不届申立制度」を開設
	7	新代立候補制を導入、委員会設置会社へ移行
	9	個人年金保険「年金ひとすじ」を発売
	9	一時払特別終身保険「エブリバディ」を発売
	10	ライフアカウント L.A. Double「7ガード」を発売
2007	2	「CSR報告書2006」を発行
	6	「新・手前特約」「女性疾病入院特約」「女性医療保険 才色健康」を発売
	8	個人年金保険「年金ひとすじ ワイド」を発売
	12	銀行代理業の許認可を取得し、株式会社三菱東京UFJ銀行と中小企業分野において業務提携
2008	4	「代理請求特約」を取扱い開始
	4	「かんたん色覚医療保険」を発売
	5	「消費者モニター制度」を新設(翌年度に「消費者専門アドバイザー制度」に名称変更)
	11	営業拠点の事務サービスシステムを大幅刷新
2009	5	二つのタイプの来店型店舗を開設
	6	「明日のミカタ」を発売
	10	一時払新着型定期年金「たしかな計画」を発売
2010	6	「医療費リフレックス」を発売
	10	「医療がん保険金引払特約」を取扱い開始
	11	タラクス社(ドイツ)と業務提携、アプリス社(インドネシア)と業務提携
	12	ハイアール・グループ(中国)と業務提携
2011	10	「生活サポート終身年金特約」等4つの新特約を発売
	11	介護総合情報ポータルサイト「MY介護の広場」をオープン
2012	3	介護付有料老人ホームを運営する株式会社サンビナス立川の過半数の株式を取得し、介護施設運営事業へ進出
	6	オイロバ社(ポーランド)の株式を27%取得

年	月日	主なできごと
	7	ワルタ社(ポーランド)の株式を30%取得
	9	「介護のささえ」を発売
2013	2	「明治安田の学費のしけん」「医療のしけん」を発売
	7	タイの生命保険会社タイライフ社と戦略提携
	9	新営業端末「マイスターモバイル」の導入
2014	6	「ベストスタイル」を発売
	12	個人年金保険「年金かけばし」を発売
	12	「つかつてのこせる終身保険」を発売
2015	1	サッカー「リーグ」と「リーグタイトルパートナー契約」を締結
	3	「5年ごと配当付3年期災害保障型普通定期保険」を発売
	4	「MY長寿ご契約点検制度」の新設
	4	「社外取締役会議」を設置
	7	「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表
	8	「バイオケアプラス」(明治安田生命つみたて学費)を発売
2016	3	スタンコープ社(米国)を買収、完全子会社化
	6	「重度疾病継続保障特約」「介護サポート終身年金特約」を発売
	10	「かんたん保険シリーズ ライト! B」(明治安田生命)を新設
2017	4	「お客さま志向の業務運営方針」を制定
	4	新たな企業理念「明治安田フィロソフィー」を制定
	6	「明治安田ビジネスプラス株式会社」を設立
	8	外債建保「米ドル建一時払養老保険」「外債建・エブリバディプラス」を発売
	12	「50歳からの終身医療保険」を発売
2018	4	「MYアシスト(プラス)」制度を創設
	6	「給与・家計サポート特約」を発売
	12	「米ドル建一時払養老保険」を発売
2019	1	サッカー「リーグ」と「リーグタイトルパートナー契約」を更新
	2	外債建て平準払戻金「つみたてドル建終身」を発売
	4	「みんなの健康プロジェクト」を本格展開
	4	健康増進型保険「ベストスタイル 健康キャッシュバック」を発売
	4	ヘルスケアや先端テクノロジー等に関する基礎調査機能を「株式会社明治安田生活福祉研究所」に移管し、「株式会社明治安田総合研究所」に社名変更
	4	「明治安田システム・テクノロジー株式会社」のMBS事業部門を分社化し、「明治安田収納ビジネスサービス株式会社」を設立
	8	「外債建一時払養老保険」を発売
	8	「一時給付型終身医療保険」を発売
	9	「マイスタープラス」「MYフォン」「決算端末」を導入
	12	「期間がえられる外債建一時払終身保険」「贈与がかんたん外債建一時払終身保険」「えらべる外債建一時払終身」を発売
2020	5	「ESG投資方針」を制定
2021	1	「いづから認知症保険 MCIプラス」(明治安田のケガしけん)を発売
	2	「日本女子プロゴルフ協会」と「オフィシャルパートナー契約」を締結
	4	「事務サービス・コンシェルジュ」による「訪問型サービス活動」を開始

【旧明治生命保険相互会社】

年	月日	主なできごと
1881	7.9	わが国最初の近代的生命保険会社として開業(有限明治生命保険会社)
1893	12	明治生命保険株式会社と改称
1934	3	明治生命船竣工
1947	7	明治生命保険相互会社として再発足
1948	9	戦後、業界初、団体定期保険を発売
	11	戦後、業界初、月掛保険(個別集金月払い)の取扱い実施
1969	6	定期付養老保険「ダイヤモンド保険」を発売
1973	11	業界初、「ご加入者懇話会」を開催
1979	7	業界初、ディスクロージャー資料「明治生命の現況」を発行
1981	10	定期付終身保険「ダイヤモンド保険ライブ」を発売
1996	8	「明治損害保険株式会社」を設立
	10	「5年ごと利差配当付終身保険(Eシリーズ)」を発売
1997	5	明治生命館(東京都丸の内)が重要文化財に指定
2000	4	わが国初のアカウント型保険「ライフアカウント L.A.」を発売
2002	1	安田生命保険相互会社と持株の経営統合に向けた全面提携の実施について基本合意
2003	5	安田生命と「合併契約書」に調印

【旧安田生命保険相互会社】

年	月日	主なできごと
1880	1.1	初代安田善次郎、成島藤北らとともに共済五百名社を創立
1894	3	共済五百名社を解散、共済生命保険合資会社を設立(4月)
1900	4	共済生命保険株式会社と改称
1929	8	安田生命保険株式会社と改称
1947	6	安田生命保険相互会社として再発足
	10	光生命保険相互会社と改称
1952	1	安田生命保険相互会社に社名変更
1961	10	東京都・新宿区〇に本社新社屋竣工
1969	1	「万全の保険」を発売
1971	6	「白寿の保険」を発売
1975	11	業界初、「契約継続制度」を実施
1982	9	オーダー終身保険「パワ」を発売
1990	4	パワ一系商品を再体系化した「Q(クオリス)シリーズ」を発売
1996	8	「安田ライフ損害保険株式会社」を設立
	10	5年ごと利差配当付保険「Eタイプ」を発売
2000	10	介護保険定期特約付終身保険「健康物語」(Eタイプ)を発売
2002	1	明治生命保険相互会社と持株の経営統合に向けた全面提携の実施について基本合意
2003	5	明治生命と「合併契約書」に調印

(d) 事業の内容

保険会社およびその子会社等の概況

(2021年3月31日現在)

【明治安田生命グループ事業系統図】



(注1)「○」を表示した会社は、2021年3月期の連結子会社、「**」を表示した会社は、2021年3月期の持分法適用会社です。

(注2) 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

(注3)「◇」を表示した会社は「子会社」、「○」を表示した会社は「子法人等」、「○」を表示した会社は「関連法人等」です。

(注4) 明治安田アジア株式会社は保険募集等も行なっています。

(注5) 会社名は、主要なものも記載しています。

(注6) スタンコープ・ファイナンシャル・グループ株式会社は傘下に子会社等9社(当社の子会社および子法人等に該当。投資運用を行なう会社を含む)、パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社は傘下に子会社1社(当社の子法人等に該当)、明治安田アメリカ株式会社は傘下に子会社2社(当社の子法人等に該当)、PT アプリスト・アシュアランスは傘下に子会社2社(当社の関連法人等に該当。投資運用を行なう会社を含む)、TU オイロパ S.A. は傘下に子会社1社(当社の関連法人等に該当)、TUIR ワルタ S.A. は傘下に子会社1社(当社の関連法人等に該当)を有します。

(e) 営業の概況

明治安田生命の営業の概況については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

明治安田生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

(g) 本劣後ローン債権の内容

前記「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済については、原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、明治安田生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本劣後ローン債権利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済の詳細については、前記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

3【管理及び運営の仕組み】

(1) 【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券が貸付金の貸付を明治安田生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、発行会社及び明治安田生命に対して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本劣後ローン債権の債務者である明治安田生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2021年7月21日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、本劣後ローン貸付人に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第三部、第1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

明治安田生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン弁済日において、発行会社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローンの元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

なお、発行会社は、管理資産である本劣後ローン債権の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該資産又は他の資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定していません。

本に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローンの元本の弁済及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

管理資産からの支出

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を下記に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています(但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債買入消却に関連する支払に充当することができます。)。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)未満に格下げされた場合(以下「格付事由」といいます。))には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するもの(以下「本社債関連口座移転行為」といいます。))とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本劣後ローン債権に基づき明治安田生命から受領した金銭のうち、元本として受領した金銭については元金償還勘定において管理し、利息、その他元本以外として受領した金銭については利息支払勘定において管理します。発行会社はその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。発行会社が本社債の発行によって受領した社債発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。上記 から までの事由以外の事由によって受領した金銭は全て出資金勘定において管理します。

各利払日、最終償還日、本社債期限前償還日(利払日)及び本社債期限前償還日(利払日以外)において、以下の方法及び順序により、費用並びに本社債の元金及び利息(未払残高を含みます。以下、本において同じです。)の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては、前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」及び前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」に記載のとおりとします。

- () 最終償還日に該当しない利払日(この日が本社債期限前償還日(利払日)及び本社債期限前償還日(利払日以外)である場合を除きます。)においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
- () 最終償還日、本社債期限前償還日(利払日)又は本社債期限前償還日(利払日以外)においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息、元金の順で支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。

- () 公租公課の支払
- () 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、資産の維持・管理に係る諸費用(本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託手数料を含みます。)、本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び社債管理委託手数料を含みます。)、発行会社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本社債管理委託契約第17条及び第18条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

前記 から までの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に(但し、下記()及び()の支払については、支払期日の到来又は請求のあり次第速やかに)以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- () 本引受契約に基づく発行会社から本社債の引受会社に対して支払う引受手数料及び費用の支払
- () 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する本劣後ローン債権の売買代金の支払
- () 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- () その他本社債の発行に関連して必要となる費用(弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。)の支払

【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債事務受託会社に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書(仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。)等印刷費用、A種優先株式の発行に係る登録免許税その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約782,000,000円(注)です。

(注)上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を1,000億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時(2021年7月21日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。

当初支払手数料概算額 = 61,000,000円 + (前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.65%
 (1) × 1.10 + (前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1) × 7/1000(2)

- (1)前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。
- (2)前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

- () 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、元金支払手数料として、当該本社債の元金金額(期限前償還する場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、利息支払手数料として、当該本社債の元金金額(期限前償還日において本社債の全部が償還される時における利息支払の場合には、償還価額の総額)につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。

発行会社は、元金支払手数料を本社債の元金が償還される日の1銀行営業日前の日までに、

利息支払手数料を本社債の利息が支払われる日の1銀行営業日前の日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

- () 本社債管理者に対して、2022年8月2日を第1回の支払期日とし、その後毎年8月2日を支払期日として、その前年の支払期日における本社債残存額に10,000分の0.4を乗じた金額に、これに係る消費税相当額を加えた金額を前1か年分の社債管理委託手数料として支払います。但し、第1回の支払期日においては払込期日における本社債の総額に基づき本社債の払込期日の翌日から第1回の払込期日までの前1か年分を支払います。また、本社債の総額を償還する場合には、償還日の直前の支払期日における本社債残存額に対し月割計算で算出した金額(円未満切捨て)をその償還日に支払います。社債管理委託手数料の支払期日が銀行営業日以外の日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- () 本資産管理受託会社に対して、2021年7月21日から2022年8月2日までの本資産管理委託契約に定める業務の委託期間について2022年の8月の最終の銀行営業日に750,000円を、以降毎年8月3日から翌年8月2日までの本資産管理委託契約に定める業務の委託期間について、2023年(この年を含みます。)から2050年(この年を含みます。)までの各年の8月の最終の銀行営業日及び2051年8月2日(当該日が銀行営業日でない場合はその前銀行営業日)に750,000円を、本資産管理委託手数料として支払います(それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)。この定めは、2051年8月3日以降において本資産管理委託契約の期間が継続している場合に準用します。また、本資産管理委託契約がいずれかの委託期間の期中において終了した場合、当該委託期間に関する本資産管理委託契約に定める業務の委託の報酬は、年額750,000円の月割計算(1円未満切捨て)による金額とし、本資産管理委託契約の期間終了月の最終の銀行営業日又は発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する方法により支払うものとします。
- () 前記()ないし()以外の主な期中費用として、発行会社は、本格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約17,100,000円(注)です。

(注)上記概算額は、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を1,496,000,000円と仮

定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時(2021年7月21日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。

前記()ないし()以外の主な期中費用概算額(年間) = 9,300,000円 + (前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額) × 0.525%()

()いわゆる外形標準課税の税率です。

【その他】

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

() 発行会社の定款の変更(但し、本一般社団法人に対して普通株式を発行するために必要となる定款の変更及び明治安田生命に対してA種優先株式を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)をする場合

() 発行会社が、本劣後ローン債権譲渡契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨を本格付機関に書面にて通知します。但し、本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令及び前記第一部第1、17「その他」(1)「社債権者集会」の規定に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、公告その他の会社法等に従った所定の措置を取ります。

(2) 【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

(3) 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4 【証券所有者の権利】

本社債権者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債の元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)。

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払期日から(元金の場合)10年及び(利息の場合)5年となります。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産(以下本4「証券所有者の権利」において「本責任財産」といいます。)のみを責任財産として、かつ、前記3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、ここにおいて、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時にされるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

(2)【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(3)【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

(1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、明治安田生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実にされるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される事由により、投資家各位は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債の弁済を受け、又は本社債に基づく本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクツ部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクツ部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)に対する対応については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

原保有者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

2【主な損益の内容】

前記1「主な資産の内容」に記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

3【収入金(又は損失金)の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄(社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、社債等振替法第86条の4に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前銀行営業日並びに業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

2 仮目論見書について

- (1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、仮目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 仮目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2021年12月31日です。

(2) 沿革

発行会社は、2021年5月31日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関連会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人明治安田生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金1,400万円	<ul style="list-style-type: none"> 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 株式等の状況

(a) 株式の総数等

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容(注2)
	発行済株式	普通株式	2株	該当事項はありません
A種優先株式		(注1)	該当事項はありません	<ul style="list-style-type: none"> ・定款において、会社法第108条第1項第1号(注3)、第2号(注4)及び第3号(注5)に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計		(注1)		

(注1) 発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(注2) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注3) 定款において、発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。)に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注4) 定款において、発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注5) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(c) 発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。また、本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(e) 大株主の状況

普通株式の株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	本届出書提出日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人明治安田生命 債権流動化ホールディング ス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2株	100%
計		2株	100%

A種優先株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済株式(注)

本届出書提出日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	0		
議決権制限株式 (自己株式等)	0		
議決権制限株式 (その他)	0	0	
完全議決権株式 (自己株式等)	0		
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式	0		
発行済株式総数	2		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

自己株式等

本届出書提出日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式数 に対する所有 株式数の割合 (%)
該当事項はありません					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレートガバナンスの概要

会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名以上と定められています。

(b) 役員の状況

男性2名 女性0名 (役員の中の女性比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有口数 (株)

取締役	関口陽平	1973年 3月9日	1997年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2003年10月 東京共同会計事務所 入所(現職) 2009年3月 税理士登録 2021年5月 発行会社取締役 就任	(注1)	-
監査役	高山知也	1975年 12月2日	1999年4月 日本生命保険相互会社 入社 2006年4月 東京共同会計事務所 入所(現職) 2021年5月 発行会社監査役 就任	(注2)	-
計					-

(注1) 任期は、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(注2) 任期は、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(c) 監査の状況

監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、取締役の職務執行の監査を行うとともに計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2021年12月31日です。

内部監査の状況等

該当事項はありません。

会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、発行会社と業態が類似する会社の監査実績も有していることから、発行会社において適任と判断したものです。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、会計監査人の活動状況については記載事項はなく、過年度に係る監査報酬もありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2021年12月31日です。

監査報酬の決定について特段規定はありません。

(d) 役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

(e) 株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

(2) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。なお、本社債の元利金の支払は専ら明治安田生命の信用力に依存していますので、後記第三部第3、5「明治安田生命の事業等のリスク」に記載の明治安田生命の事業上のリスクが顕在化した場合、かかる支払に支障が生じる可能性があります。そのリスク要因については、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2021年12月31日です。発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(4) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

4【経理の状況】

発行会社は、2021年5月31日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として100,000円が払い込まれています。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2022年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。

2020年度決算のお知らせ

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 根岸 秋男)の2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の決算の概況をお知らせします。

<目次>

I. 2020年度決算の概況	
1. 主要業績	1頁
2. 2020年度末保障機能別保有契約高	3頁
3. 2020年度決算に基づく社員配当金例示	4頁
4. 2020年度の一般勘定資産の運用状況	11頁
5. 貸借対照表	19頁
6. 損益計算書	20頁
7. 経常利益等の明細(基礎利益)	30頁
8. 基礎利益の内訳(三利源)	31頁
9. 基金等変動計算書	32頁
10. 剰余金処分	33頁
11. 債務者区分による債権の状況	34頁
12. リスク管理債権の状況	35頁
13. 貸倒引当金等の状況	36頁
14. ソルベンシー・マージン比率	37頁
15. 実質純資産額	38頁
16. 特別勘定の状況	39頁
17. 保険会社およびその子会社等の状況	41頁
II. 2020年度決算関係参考資料	[別冊]

I. 2020年度決算の概況

1. 主要業績

(1)年換算保険料

ア. 保有契約

(単位:億円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
①個人保険	16,062	99.4	15,928	99.2
②個人年金保険	6,205	95.6	6,023	97.1
計(①+②)	22,267	98.3	21,952	98.6
うち医療保障・生前給付保障等	4,452	103.1	4,588	103.0

イ. 新契約

(単位:億円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
①個人保険	1,029	74.6	915	88.9
②個人年金保険	21	67.4	21	99.6
計(①+②)	1,051	74.4	937	89.1
うち医療保障・生前給付保障等	399	73.5	375	94.1

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

3. 新契約には、転換および保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

(2)保有契約高および新契約高

ア. 保有契約高

(単位:億円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
①個人保険	582,139	94.9	556,139	95.5
②個人年金保険	128,536	95.9	123,701	96.2
計(①+②)	710,676	95.1	679,840	95.7
③団体保険	1,163,348	100.4	1,158,768	99.6
④団体年金保険	77,864	101.2	78,430	100.7

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

イ. 保有契約件数

(単位:千件、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
①個人保険	9,925	101.8	10,060	101.4
②個人年金保険	2,438	96.3	2,358	96.7
計(①+②)	12,363	100.6	12,419	100.4

ウ. 新契約高

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度				2020年度			
	金額			前年度比	金額			前年度比
	新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加		
① 個人保険	10,647	18,718	△ 8,070	79.8	9,010	14,789	△ 5,779	84.6
② 個人年金保険	619	620	△ 1	66.1	620	621	△ 1	100.1
計 (①+②)	11,267	19,339	△ 8,072	78.9	9,630	15,411	△ 5,781	85.5
③ 団体保険	4,641	4,641		65.4	6,480	6,490		139.6
④ 団体年金保険	0	0		71.9	50	50		53,020.3

- (注) 1. 「転換による純増加」には、保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。
 2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
 3. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

エ. 新契約件数

(単位: 千件、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
	① 個人保険	1,154	101.3	933
② 個人年金保険	12	65.7	12	99.9
計 (①+②)	1,166	100.7	946	81.1

(注) 新契約に転換後契約および保障見直し・特約変更後契約を加えた数値です。

(3) 主要収支項目

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
	保険料等収入	25,903	93.6	23,521
資産運用収益	9,810	107.6	11,924	121.5
保険金等支払金	22,934	104.0	23,176	101.1
資産運用費用	3,584	157.8	2,656	74.1
経常利益	2,354	63.0	2,318	98.5

(4) 剰余金処分

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
	当期末処分剰余金	2,601	89.6	2,294
社員配当準備金繰入額	1,488	87.8	1,786	120.0
純剰余金	518	95.4	534	103.1
うち基金償却準備金	500	96.2	500	100.0

(5) 総資産

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
	総 資 産	395,308	100.7	426,852

(6) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 ④ 修正再表示 : 無

(注) 会計基準の選択に関する基本的な考え方
 当社は、日本基準に基づき財務諸表を作成しております。

2. 2020年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	8,690	543,746	—	31	29,450	1,157,712	38,141	1,701,490
	災害死亡	4,251	92,486	267	1,115	2,883	58,209	7,402	151,811
	その他の条件付死亡	0	5	—	—	68	414	68	420
生存保障	1,369	12,393	2,358	123,670	17	1,055	3,746	137,118	
入院保障	災害入院	6,491	377	99	4	1,537	37	8,127	420
	疾病入院	6,377	373	98	4	—	—	6,475	378
	その他の条件付入院	3,057	213	35	9	56	0	3,149	222
障害保障	3,288	—	18	—	3,205	—	6,512	—	
手術保障	8,383	—	94	—	—	—	8,477	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	11,757	78,430	79	2,076	11,836	80,506

項目	医療保障保険		就業不能保障保険	
	件数	金額	件数	金額
入院保障	1,076	31	—	—
就業不能保障	—	—	134	87

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険(団体型)および就業不能保障保険の件数は被保険者数を表わします。
2. 生存保障の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)および財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険および財形年金積立保険については責任準備金を表わします。
3. 入院保障の額は入院給付金日額を表わします。
4. 医療保障保険の入院保障には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表わします。

3. 2020年度決算に基づく社員配当金例示

(1) 2020年度決算に基づく2021年度支払配当率の考え方

【個人保険・個人年金保険】

- ・ 新たな社員配当として、内部留保への貢献度に応じてお支払いする「MYミューチュアル配当」を創設
- ・ 従来の社員配当は、市場金利が低位にとどまる状況の長期化をふまえ、利差配当率を引き下げ

【団体保険】

- ・ 保険収支の状況をふまえ、配当率をすえ置き

【団体年金保険】

- ・ 団体年金資産区分の運用実績をふまえ、利差配当率をゼロから引き上げ

(2) 支払配当率の概要

2020年度決算に基づく2021年度支払配当率の概要は以下のとおり

ア. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

① 通常配当

主契約および特約ごとに次のaからcの合計額。ただし、契約ごとの合計額が負値の場合はこれを0とします。ただし、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が500万円未満の平準払契約については0とします。また、新養老保険、保障付積立保険ドリームプランおよび1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払契約については、特約を含めて0とします。

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示] (平準払)

- ・ 予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.50% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率2%超3%以下の主契約、特約 : 1.35% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率3%超4%以下の主契約、特約 : 1.10% (配当基準利回り) - 予定利率
- ・ 予定利率4%超の主契約、特約 : 0.70% (配当基準利回り) - 予定利率

b. 危険差配当

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

c. 費差配当

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

② 消滅時特別配当

一部の長期継続契約を除き0

イ、個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当タイプ)

① 2021年度の割り振り額

次のaとbの合計額

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示] (平準払)

- ・予定利率1.5%の主契約(アカウント) : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率
- ・予定利率1.0%の主契約(アカウント) : 1.00%(配当基準利回り) - 予定利率
- ・予定利率2%以下の特約 : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率
- ・予定利率2%超の特約 : 1.35%(配当基準利回り) - 予定利率

b. ハートフル配当

以下の特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示] (ハートフル配当の割り振り対象となる特約の例示)

- ・定期保険特約、遺族サポート特約、特定疾病保障定期保険特約、6大疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、介護保障定期保険特約、生活サポート特約(年金開始前)、生活サポート終身年金特約(年金開始前)、新・入院特約等の特約
- ・2011年10月1日以前に締結した、入院特約、3大疾病無制限入院特約、入院保障特約(A)・(B)・(C)等の特約

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示] (MYミューチュアル配当の支払対象となる商品)

- ・ライフアカウントL.A.、メディカルアカウントm.a.

ウ、個人保険・個人年金保険(5年ごと利差配当タイプ)

① 2021年度の割り振り額

次のaとbの合計額。ただし、新生存給付金付定期保険特約付5年ごと利差配当付養老保険ハッピーバルーンについては特約も含めて0とします。また、こども保険(2012)および明治安田の学資のほけんについては0とします。

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示] (平準払(除く個人年金保険(2011)))

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率
- ・予定利率2%超の主契約、特約 : 1.35%(配当基準利回り) - 予定利率

b. ハートフル配当

以下の保険種類・特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示] (ハートフル配当の割り振りの対象となる保険種類・特約の例示)

- ・終身保険、定期保険、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、入院保険等の主契約、特約
- ・2011年10月1日以前に締結した、医療保険、入院特約、入院保障特約(A)・(B)・(C)等の主契約、特約

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示] (MYミューチュアル配当の支払対象となる商品)

- ・新定期保険E

エ. 個人保険(5年ごと配当タイプ)

① 2021年度の割り振り額

次のaとbの合計額

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示](平準払)

・主契約、特約 : 1.50%(配当基準利回り) - 予定利率

b. 危険差配当

年齢・性別等に応じ、配当率を設定

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示](MYミューチュアル配当の支払対象となる商品)

・ベストスタイル(Jr.)、メディカルスタイル F(Jr.)、明日のミカタ、元気のミカタ

オ. 団体保険

団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定。ただし、年金払特約等における利差配当率については、個人保険・個人年金保険に準じて設定

[例示]

総合福祉団体定期保険: 危険差益に14%から98.7%までの配当率を乗じた額

カ. 団体年金保険

保険種類に応じ、配当率を設定

[例示]

利差配当: 経過責任準備金に次の率を乗じた額

・予定利率0.75%の契約 : 0.99% - 予定利率

・予定利率1.00%の契約 : 1.18% - 予定利率

・予定利率1.25%(解約時に一般勘定取崩控除あり)の契約: 1.55% - 予定利率

・予定利率1.25%(解約時に一般勘定取崩控除なし)の契約: 1.36% - 予定利率

(3) 社員配当金(通常配当)の例示

2020年度決算に基づく「組立総合保障保険(5年ごと配当タイプ)」、
「終身保険(5年ごと利差配当タイプ)」および「個人年金保険(5年ごと利差配当タイプ)」
について、社員配当金の例示は次のとおり

〔例1〕組立総合保障保険(ベストスタイル 10年更新型)の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 1,240万円(生活サポート終身年金特約240万円、定期保険特約1,000万円)
- 入院給付金日額 5,000円(新・入院特約)

<5年ごと配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] ^(注1)	死亡契約 ^(注2)
					[保険金+配当金]
2016年度	5年	144,240	8,110	26,742	12,426,742

(注1) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

(注2) 契約応当日直後の死亡の場合の金額(積立配当金を含む)です(以下、〔例2〕～〔例4〕において同じ)。

〔例2〕終身保険(終身保険バイオニアE、平準払)の場合

- 50歳加入・70歳払込満了・男性・月掛(口座振替料率)
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] ^(注3)	死亡契約
					[保険金+配当金]
2016年度	5年	482,880	5,100	24,801	10,024,801
2011年度	10年	453,720	△2,300	25,803	10,033,913

(注3) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額(ハートフル配当を含む)をお支払いします。

〔例3〕終身保険(終身保険バイオニアE、一時払)の場合

- 60歳加入・男性・一時払
- 死亡保険金 500万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	経過年数	保険料 (一時払)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] ^(注4)	死亡契約
					[保険金+配当金]
2016年度	5年	4,897,400	2,200	6,600	5,006,600
2011年度	10年	3,922,750	1,950	15,202	5,021,160

(注4) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額(ハートフル配当を含む)をお支払いします。

〔例4〕個人年金保険(年金かけはし)の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛(口座振替料率)
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 [割り振り額]	継続中の契約 [配当金] ^(注5)	死亡契約 ^(注6)
					[保険金+配当金]
2016年度	5年	240,000	2,044	11,923	11,923

(注5) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額(ハートフル配当を含む)の累計額をお支払いします。

(注6) 表中に記載の金額の他に、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例1〕から〔例4〕の配当金額は以下のとおり

<5年ごと配当タイプ>

5年ごと配当タイプにおいては、毎年、通常配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払い。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0

<5年ごと利差配当タイプ>

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払い。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0

(4) 社員配当金 (MYミューチュアル配当) の例示

〔例1〕 利率変動型積立終身保険 (ライフアカウント L. A. 10年更新型) の場合

○ 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛 (口座振替料率)

○ アカウント部分保険料1,000円

○ 死亡保険金 3,500万円[※]+積立金

※

- ・2001年度契約は定期保険特約3,500万円
- ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円(注7)、
遺族サポート特約 1,100万円

○ 入院給付金日額 5,000円

○ 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

契約年度	保険料(月掛) (単位:円)		ミューチュアル・ ポイントの累計(注8) (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)	
	経過年数	契約時			更新後
2011年度	10年	17,068	-	106	-
2006年度	15年	18,556	32,628	322	-
2001年度	20年	15,025	25,370	364	109,200

(注7) (新・)生活サポート特約(終身型)の基本年金年額は240万円です(以下、〔例2〕〔例3〕において同じ)。

(注8) 20年経過後の初めての年単位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします(以下、〔例2〕〔例3〕において同じ)。

〔例2〕 利率変動型積立終身保険 (ライフアカウント L. A. 10年更新型) の場合

○ 30歳加入・70歳払込完了・女性・月掛 (口座振替料率)

○ アカウント部分保険料1,000円

○ 死亡保険金 3,500万円[※]+積立金

※

- ・2001年度契約は定期保険特約3,500万円
- ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円、
遺族サポート特約 1,100万円

○ 入院給付金日額 5,000円

○ 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

契約年度	保険料(月掛) (単位:円)		ミューチュアル・ ポイントの累計 (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)	
	経過年数	契約時			更新後
2011年度	10年	10,114	-	48	-
2006年度	15年	10,843	14,029	145	-
2001年度	20年	8,990	11,445	190	57,000

〔例3〕利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

〔転換前契約〕利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）

- 30歳加入・70歳払込完了・女性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料1,000円
- 死亡保険金 3,500万円[※]+積立金
- ※

{	・2001年度契約は定期保険特約3,500万円
	・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円、
	遺族サポート特約 1,100万円
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

〔転換後契約〕組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）

- 2014年度に〔転換前契約〕から転換
- 全期掛・女性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,740万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,500万円）
- 入院給付金日額 5,000円

契約年度 (注9)	経過年数	保険料(月掛) (単位:円)(注10)			ミューチュアル・ ポイントの累計 (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)
		契約時	更新後	転換後		
2011年度	10年	10,114	-	10,326	64	-
2006年度	15年	10,843	-	12,046	155	-
2001年度	20年	8,990	11,445	14,500	235	70,500

(注9) 転換前契約の契約年度です。

(注10) 転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。

4. 2020年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

当年度の日本経済は、緊急事態宣言を受けた経済活動の制限により年度始めに大きく落ち込みました。夏場以降は経済活動の再開が進むなか、政策効果もあり、個人消費が持ち直したほか、中国向けを中心に輸出も堅調な推移が続き、回復局面となりましたが、年末以降、感染再拡大を受け、景気は再び停滞気味の推移となりました。長期金利は、均せば幅広い圏内での推移が続いたのち、年度末にかけて米金利の上昇に追随する形で上昇しました。

(2) 資産運用の基本理念・基本方針

生命保険会社の資産運用は、お客さまからお預かりした保険料を原資としており、長期安定運用を使命としています。そのため、当社では、「ALMの考え方に基づき、良好な運用成果を長期にわたり安定的に確保する資産運用をめざすとともに、高度なリスク管理による資産健全性の維持・向上を図ること」を基本理念とし、以下の基本方針のもと、資産運用に取り組んでいます。

- ア. 安定性：公社債などの円金利資産を中心に、安定収益の確保を最優先とした運用を行なっています。
- イ. 収益性：厳格なリスク管理のもと、リスクに応じた収益の獲得を図るとともに、保険商品ごとの負債の特性等も考慮し、安定的な収益確保に努めた運用を行なっています。
- ウ. 健全性：資産運用リスクの多様化・複雑化に対応すべく、リスク管理態勢の強化・高度化に継続的に取り組み、資産健全性の維持・向上に努めています。
- エ. 流動性：投融資の判断においては、保険金等の迅速・確実なお支払いのため、流動性の高い資産を適正な水準に維持しています。
- オ. 透明性：資産運用状況の適切かつわかりやすい開示により、透明度の高い運用に努めています。
- カ. コンプライアンス：保険会社として高い公共性を有していることを認識し、資産運用における各組織間の相互牽制が十分機能する内部管理態勢を堅持し、高い企業倫理を維持しています。

(3) 運用実績の概況

ア. 資産配分

新型コロナウイルスの感染拡大が経済へ与える影響が不透明であることをふまえて、安定的な収益確保をめざした資産配分を行ないました。具体的には、海外社債市場のクレジットスプレッドが拡大した局面を捉え、海外クレジット資産に投資したほか、国内金利水準が上昇した局面で超長期の日本国債の積み増しを行ないました。

2020年度末の一般勘定資産残高は、前年度末から3兆2,466億円増加し、41兆9,810億円となりました。主な資産配分は、以下のとおりです。

公社債につきましては、国内金利の上昇局面で日本国債の買い入れを行ない、前年度末から9,448億円の増加となりました。株式につきましては、株価の上昇等により、前年度末から1兆1,945億円の増加となりました。外国証券につきましては、外国投信の買い入れにより、前年度末から4,879億円の増加となりました。貸付金につきましては、前年度末から97億円の減少となりました。不動産につきましては、新規投資等により前年度末から47億円の増加となりました。

イ. 資産運用収支

資産運用収益は、有価証券売却益の増加等により、前年度比113.8%の1兆1,164億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損の減少等により、前年度比78.5%の2,656億円となりました。以上により、資産運用収支は、前年度比132.4%の8,508億円となりました。

(4)資産運用の実績(一般勘定)

ア.資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,273,366	3.3	1,217,742	2.9
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	204,335	0.5	264,184	0.6
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	13,966	0.0	154,622	0.4
有価証券	31,697,210	81.8	34,704,247	82.7
公社債	17,209,032	44.4	18,153,867	43.2
株式	3,447,155	8.9	4,641,731	11.1
外国証券	10,168,944	26.3	10,656,853	25.4
公社債	8,513,065	22.0	8,351,872	19.9
株式等	1,655,879	4.3	2,304,980	5.5
その他の証券	872,076	2.3	1,251,796	3.0
貸付金	4,105,435	10.6	4,095,722	9.8
保険約款貸付	229,759	0.6	207,776	0.5
一般貸付	3,875,676	10.0	3,887,946	9.3
不動産	860,958	2.2	865,732	2.1
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	585,883	1.5	685,663	1.6
貸倒引当金	△6,754	△0.0	△6,837	△0.0
合計	38,734,402	100.0	41,981,079	100.0
うち外貨建資産	10,605,449	27.4	11,263,147	26.8

(注)不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

イ.資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	59,509	△55,624
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△7,972	59,849
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△2,702	140,655
有価証券	290,592	3,007,037
公社債	321,427	944,834
株式	△688,154	1,194,575
外国証券	638,038	487,908
公社債	951,010	△161,192
株式等	△312,972	649,100
その他の証券	19,281	379,719
貸付金	△118,370	△9,712
保険約款貸付	△9,575	△21,983
一般貸付	△108,794	12,270
不動産	△5,384	4,773
繰延税金資産	—	—
その他	69,404	99,780
貸倒引当金	△1,392	△82
合計	283,683	3,246,676
うち外貨建資産	1,048,945	657,698

(注)不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

ウ. 資産運用収益

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	871,621	840,398
預貯金利息	1,893	764
有価証券利息・配当金	746,415	721,397
貸付金利息	67,105	62,584
不動産賃貸料	38,805	38,235
その他利息配当金	17,399	17,417
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	46	1,818
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	19,233	97,475
国債等債券売却益	9,928	2,620
株式等売却益	4,388	60,070
外国証券売却益	4,916	34,526
その他	—	257
有価証券償還益	89,915	132,037
金融派生商品収益	—	—
為替差	—	44,445
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	255	279
合 計	981,072	1,116,455

エ. 資産運用費用

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
支払利息	14,262	14,421
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	6,295	62,887
国債等債券売却損	553	36,021
株式等売却損	205	5,489
外国証券売却損	5,536	21,376
その他	—	—
有価証券評価損	104,134	1,971
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	72,590	1,971
外国証券評価損	30,432	—
その他	1,111	—
有価証券償還損	32,134	78,895
金融派生商品費用	135,662	79,634
為替差損	18,188	—
貸倒引当金繰入額	1,503	729
貸付金償却	393	—
賃貸用不動産等減価償却費	9,609	9,381
その他運用費用	16,292	17,689
合 計	338,476	265,610

オ. 資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

(単位:%)

区 分	2019年度		2020年度	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	0.01		0.46	
買現先勘定	—		—	
債券貸借取引支払保証金	—		—	
買入金銭債権	1.54		1.25	
商品有価証券	—		—	
金銭の信託	0.23		1.34	
有価証券	2.01		2.48	
うち公社債	1.63		1.36	
うち株式	2.89		8.08	
うち外国証券	2.57		3.61	
うち公社債	2.01		2.93	
うち株式等	5.04		6.34	
貸付金	1.54		1.50	
うち一般貸付	1.39		1.38	
不動産	2.03		1.98	
合計	1.78		2.28	
うち海外投融資	2.45		3.48	

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中の資産運用収支(資産運用収益-資産運用費用)として算出した利回りです。

2. 海外投融資には、円建資産を含んでいます。

【ご参考】主要資産の平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,052,790	2.9	1,179,071	3.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	206,653	0.6	238,172	0.6
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	17,864	0.0	134,710	0.4
有価証券	28,675,220	79.3	29,615,062	79.2
うち公社債	16,565,393	45.8	17,227,458	46.1
うち株式	1,773,035	4.9	1,679,928	4.5
うち外国証券	9,480,034	26.2	9,723,743	26.0
うち公社債	7,740,798	21.4	7,790,673	20.8
うち株式等	1,739,236	4.8	1,933,069	5.2
貸付金	4,146,497	11.5	4,123,902	11.0
うち一般貸付	3,912,777	10.8	3,902,514	10.4
不動産	871,073	2.4	869,494	2.3
合計	36,176,620	100.0	37,380,022	100.0
うち海外投融資	10,347,349	28.6	10,720,721	28.7

(注)1. 平均残高は帳簿価額ベースで算出しています。

2. 海外投融資には、円建資産を含んでいます。

②売買目的有価証券の評価損益

2019年度末および2020年度末とも売買目的有価証券の保有はなく、評価損益は計上していません。

③有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損
満期保有目的の債券	4,135,333	4,882,136	746,803	747,035	△232
責任準備金対応債券	8,923,833	10,532,331	1,608,498	1,620,716	△12,218
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,288,346	17,996,179	2,707,833	2,850,425	△142,591
公 社 債	4,872,059	5,232,993	360,934	364,394	△3,460
株 式	1,598,539	3,354,683	1,756,144	1,803,462	△47,317
外 国 証 券	7,920,182	8,505,333	585,150	646,961	△61,810
公 社 債	7,083,149	7,622,208	539,058	567,541	△28,483
株 式 等	837,033	883,125	46,091	79,419	△33,327
その他の証券	835,520	844,140	8,620	34,726	△26,106
買入金銭債権	11,184	12,064	880	880	—
譲渡性預金	33,000	32,995	△4	0	△4
金銭の信託	17,859	13,966	△3,892	—	△3,892
合 計	28,347,512	33,410,647	5,063,135	5,218,177	△155,042
公 社 債	16,848,098	19,480,539	2,632,441	2,644,645	△12,203
株 式	1,598,539	3,354,683	1,756,144	1,803,462	△47,317
外 国 証 券	8,811,040	9,466,805	655,765	721,284	△65,518
公 社 債	7,974,006	8,583,680	609,673	641,864	△32,190
株 式 等	837,033	883,125	46,091	79,419	△33,327
その他の証券	835,520	844,140	8,620	34,726	△26,106
買入金銭債権	203,455	217,514	14,059	14,059	—
譲渡性預金	33,000	32,995	△4	0	△4
金銭の信託	17,859	13,966	△3,892	—	△3,892

(単位:百万円)

区 分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損
満期保有目的の債券	3,915,712	4,560,313	644,601	644,694	△93
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442	1,370,809	△51,367
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,697,103	19,686,717	3,989,614	4,104,837	△115,222
公 社 債	4,600,341	4,931,654	331,312	332,752	△1,439
株 式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外 国 証 券	8,148,691	8,727,414	578,723	650,714	△71,991
公 社 債	6,797,217	7,195,323	398,105	464,301	△66,195
株 式 等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	78,122	78,711	589	595	△5
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223
合 計	30,261,338	36,214,997	5,953,658	6,120,341	△166,683
公 社 債	17,822,554	20,082,669	2,260,114	2,282,046	△21,931
株 式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外 国 証 券	9,305,241	9,909,832	604,591	707,457	△102,866
公 社 債	7,953,767	8,377,741	423,974	521,044	△97,070
株 式 等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	263,595	273,558	9,963	10,062	△99
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

a. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,124,533	4,871,569	747,035	3,904,720	4,549,415	644,694
公社債	3,835,912	4,564,012	728,099	3,637,897	4,268,299	630,402
外国証券	96,349	102,106	5,756	89,349	94,174	4,824
買入金銭債権	192,270	205,449	13,179	177,473	186,940	9,467
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	10,800	10,567	△232	10,991	10,898	△93
公社債	2,800	2,798	△1	2,991	2,991	△0
外国証券	8,000	7,768	△231	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	8,000	7,906	△93

b. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	8,170,256	9,790,973	1,620,716	8,286,040	9,656,850	1,370,809
公社債	7,492,090	9,044,241	1,552,150	7,654,986	8,973,878	1,318,891
外国証券	678,166	746,731	68,565	631,053	682,972	51,918
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	753,576	741,358	△12,218	2,362,482	2,311,115	△51,367
公社債	645,235	636,493	△8,741	1,926,336	1,905,844	△20,492
外国証券	108,340	104,864	△3,476	436,146	405,271	△30,874

c. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	13,292,127	16,142,552	2,850,425	12,913,377	17,018,214	4,104,837
公社債	4,655,016	5,019,411	364,394	4,495,430	4,828,182	332,752
株式	1,188,129	2,991,591	1,803,462	1,408,942	4,410,200	3,001,258
外国証券	6,857,142	7,504,104	646,961	6,272,606	6,923,320	650,714
その他の証券	577,654	612,381	34,726	687,471	802,022	114,551
買入金銭債権	11,184	12,064	880	8,126	8,721	595
譲渡性預金	3,000	3,000	0	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	40,800	45,766	4,965
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	1,996,218	1,853,626	△142,591	2,783,725	2,668,502	△115,222
公社債	217,042	213,582	△3,460	104,911	103,472	△1,439
株式	410,410	363,092	△47,317	160,982	139,151	△21,831
外国証券	1,063,040	1,001,229	△61,810	1,876,085	1,804,093	△71,991
その他の証券	257,866	231,759	△26,106	408,671	389,944	△18,726
買入金銭債権	—	—	—	69,996	69,990	△5
譲渡性預金	30,000	29,995	△4	53,000	52,995	△4
金銭の信託	17,859	13,966	△3,892	110,079	108,855	△1,223

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社株式及び関連会社株式	847,921	876,895
その他の有価証券	45,098	47,475
非上場国内株式	27,725	27,698
非上場外国株式	4,126	4,126
その他の外国証券	531	98
その他の	12,714	15,552
合 計	893,020	924,371

【ご参考】前表に、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等を加えた時価情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公 社 債	16,848,098	19,480,539	2,632,441	2,644,645	△12,203
株 式	1,598,539	3,354,683	1,756,144	1,803,462	△47,317
外 国 証 券	9,583,663	10,172,883	589,220	731,856	△142,636
公 社 債	7,974,006	8,583,680	609,673	641,864	△32,190
株 式 等	1,609,656	1,589,203	△20,453	89,991	△110,445
その他の証券	837,059	845,690	8,631	34,737	△26,106
そ の 他	254,314	264,477	10,162	14,059	△3,896
合 計	29,121,675	34,118,275	4,996,600	5,228,760	△232,160

(単位:百万円)

区 分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公 社 債	17,822,554	20,082,669	2,260,114	2,282,046	△21,931
株 式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外 国 証 券	10,077,430	10,636,110	558,679	727,383	△168,703
公 社 債	7,953,767	8,377,741	423,974	521,044	△97,070
株 式 等	2,123,663	2,258,369	134,705	206,338	△71,633
その他の証券	1,097,625	1,193,477	95,851	114,577	△18,726
そ の 他	467,475	481,176	13,700	15,028	△1,327
合 計	31,035,011	36,942,785	5,907,773	6,140,294	△232,520

- (注) 1. 本表に記載されていない2019年度末の有価証券の帳簿価額は118,857百万円(非上場国内有価証券118,857百万円)です。
2. 本表に記載されていない2020年度末の有価証券の帳簿価額は150,697百万円(非上場国内有価証券150,697百万円)です。
3. この結果、開示率は2019年度末99.6%、2020年度末99.5%となります。
4. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

④金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	13,966	13,966	—	—	—

(単位:百万円)

区 分	2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	154,622	154,622	—	—	—

・運用目的の金銭の信託

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	17,859	13,966	△3,892	—	△3,892

(単位:百万円)

区 分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
責任準備金対応の 金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223

5. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年度末	2020年度末	科 目	2019年度末	2020年度末
	(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)		(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,205,486	1,146,096	保険契約準備金	32,880,721	33,189,008
現 貯 金	94	58	支 払 備 金	124,477	126,671
預 貯 金	1,205,392	1,146,038	責 任 準 備 金	32,510,255	32,802,306
コ ー ル ロ ー ン	90,000	90,000	社 員 配 当 準 備 金	245,988	260,030
買 入 金 銭 債 権	204,335	264,184	再 保 険 債	842	705
金 銭 の 債 託	13,966	154,622	社 債	640,735	640,735
有 価 証 券	32,441,200	35,382,820	そ の 他 の 負 債	1,507,699	3,084,355
国 債	14,745,920	15,766,989	売 現 先 勘 定	73,233	101,346
地 方 債	307,445	276,945	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,133,523	2,500,282
社 債	2,381,694	2,322,293	未 払 出 入 税 等	5,479	17,433
外 国 証 券	3,526,761	4,713,734	未 払 金	59,299	44,815
そ の 他 の 証 券	10,359,492	10,854,668	未 払 費 用	30,960	36,639
貸 付 金	1,119,976	1,448,279	前 受 収 益	2,662	2,699
保 険 約 款 貸 付 金	4,105,435	4,095,722	預 り 金	27,984	29,929
一 般 貸 付 金	229,759	297,776	預 り 保 証 金	36,914	35,328
有 形 固 定 資 産	3,875,676	3,887,946	先 物 取 引 差 金 勘 定	374	112
土 地	864,639	869,150	金 融 派 生 商 品	81,478	282,409
建 物	603,348	610,792	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	48,971	27,324
建 設 仮 勘 定	253,361	251,647	質 入 除 去 債 務	3,354	3,416
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,249	3,293	仮 受 金	4,362	2,618
無 形 固 定 資 産	3,680	3,417	偶 発 損 失 引 当 金	1	—
ソ フ ト ウ ェ ア	88,916	86,517	繰 越 変 動 準 備 金	832,480	850,080
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	60,371	60,371	繰 越 税 金 負 債	13,636	310,945
代 理 店 貸 付 金	25,701	26,145	再 評 価 に 係 る 繰 越 税 金 負 債	79,210	79,003
再 保 険 貸 付 金	0	—	支 払 承 諾	19,888	19,215
そ の 他 の 資 産	1,368	884	負 債 の 部 合 計	35,975,215	38,174,049
未 収 金	413,476	488,525	(純資産の部)		
前 払 費 用	113,266	101,810	基 金	250,000	250,000
未 収 益	7,460	8,462	基 金 償 却 積 立 金	730,000	730,000
預 託 金	104,675	103,524	再 評 価 積 立 金	452	452
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	11,895	12,527	剰 余 金	460,763	509,886
先 物 取 引 差 金 勘 定	3,538	1,836	損 失 繰 上 積 立 金	11,975	12,424
金 融 派 生 商 品	7,973	94	そ の 他 の 剰 余 金	448,787	497,461
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	104,904	59,888	基 金 償 却 準 備 金	90,000	140,000
仮 払 金	46,024	185,274	価 格 変 動 積 立 金	29,764	29,764
そ の 他 の 資 産	3,698	5,952	社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	89	38
前 払 年 金 費 用	10,040	9,153	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	100,000	70,000
支 払 承 諾 見 返 金	88,906	94,314	不 動 産 圧 縮 積 立 金	26,702	26,157
貸 倒 引 当 金	19,888	19,215	特 別 準 備 金	2,000	2,000
	△6,754	△6,837	別 途 積 立 金	85	85
			当 期 末 処 分 剰 余 金	200,146	229,416
			基 金 等 合 計	1,441,216	1,490,339
			そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,950,825	2,874,641
			繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	45,187	28,006
			土 地 再 評 価 差 額 金	118,421	118,183
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,114,434	3,020,830
			純 資 産 の 部 合 計	3,555,650	4,511,169
資 産 の 部 合 計	39,530,866	42,685,218	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	39,530,866	42,685,218

6. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)		2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
経常収益	3,647,824		3,611,765	
保険料等収入	2,593,355		2,352,149	
再保険料収入	2,588,757		2,341,591	
資産運用収益	4,598		10,557	
利息及び預貯金等収入	981,072		1,192,437	
預有価証券利息・配当	871,621		840,398	
貸付金・配当	1,893		764	
不動産賃貸	746,415		721,397	
その他利息	67,105		62,584	
金銭的信託運用	38,805		38,235	
有価証券売却益	17,399		17,417	
有価証券償還	46		1,818	
有価証券償還	19,233		97,475	
有価証券償還	89,915		132,037	
有価証券償還			44,445	
有価証券償還	255		279	
有価証券償還			75,981	
有価証券償還	73,396		67,179	
有価証券償還	13,797		14,319	
有価証券償還	43,653		39,229	
有価証券償還	5,933			
有価証券償還	2,002		5,408	
有価証券償還	8,008		8,222	
経常費用	3,412,360		3,379,948	
保険料等支払	2,293,433		2,317,696	
年金支払	604,727		544,074	
年金支払	627,305		661,573	
年金支払	402,708		391,472	
年金支払	548,700		581,645	
年金支払	105,969		135,797	
年金支払	4,021		3,132	
年金支払	261,570		294,327	
年金支払			2,193	
年金支払	261,480		292,051	
年金支払	89		82	
年金支払	358,424		265,610	
年金支払	14,262		14,421	
年金支払	6,295		62,887	
年金支払	104,134		1,971	
年金支払	32,134		78,895	
年金支払	135,662		79,634	
年金支払	18,188			
年金支払	1,503		729	
年金支払	393			
年金支払	9,609		9,381	
年金支払	16,292		17,689	
年金支払	19,948			
年金支払	362,017		375,436	
年金支払	136,914		126,879	
年金支払	71,474		57,851	
年金支払	29,327		32,168	
年金支払	29,492		31,667	
年金支払	6,620		5,191	
経常利益	235,464		231,817	
特別利益	0		386	
特別利益			385	
特別利益	0		1	
特別損失	20,944		31,302	
特別損失	1,679		6,292	
特別損失	2,245		2,262	
特別損失	16,504		17,600	
特別損失	4		325	
特別損失	510		661	
特別損失			4,160	
税引前当期純利益	214,520		200,901	
法人税	47,883		57,163	
法人税	△33,522		△54,778	
法人税	14,361		2,385	
当期純利益	200,159		198,516	

貸借対照表の注記

1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等の子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外(信託財産として運用している有価証券を含む)については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、建物については定額法)によっております。
6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は391百万円であります。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。
退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数 10年

過去勤務費用の処理年数 10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時任ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
- ・変換保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
 - ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
 - ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約(上記の一時払個人年金保険契約を除く)を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの
- なお、2007年度より1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約を対象として、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てておりましたが、当年度より、対象契約の拡大および予定利率の引き下げを行いました。
- 当年度から4年間にわたって積み立てを行いますが、積立初年度である当年度においては608,713百万円を積み立て、その結果、当年度末における積立所要額の89.3%まで積み立てております。また責任準備金に含まれる危険準備金364,016百万円を取崩して追加責任準備金の一部として充当しております。
- なお、責任準備金の積立に際しては保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト等を実施して保険計理人が確認しております。
- 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。
- この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の手測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限って運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前掲条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,146,096	1,146,096	—
その他有価証券(譲渡性預金)	52,995	52,995	—
買入金銭債権	264,184	273,558	9,374
満期保有目的の債券	185,473	194,847	9,374
その他有価証券	78,711	78,711	—
金銭の信託	154,622	154,622	—
その他有価証券	154,622	154,622	—
有価証券	34,457,723	36,412,393	1,954,670
売買目的有価証券	678,573	678,573	—
満期保有目的の債券	3,730,239	4,365,466	635,227
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442
その他有価証券	19,400,388	19,400,388	—
貸付金	4,095,722	4,270,550	174,827
保険約款貸付	207,776	207,776	—
一般貸付	3,887,946	4,062,774	174,827
貸倒引当金(*1)	△5,580	—	—
	4,090,142	4,270,550	180,407
社債	640,735	667,457	26,722
売現先勘定	101,346	101,346	—
債券貸借取引受入担保金	2,500,282	2,500,282	—
金融派生商品(*2)	(222,521)	(222,521)	—

ヘッジ会計が適用されていないもの	(34,100)	(34,100)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(188,420)	(188,420)	-

(※1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、925,096百万円(うち子会社株式及び関連会社株式876,895百万円)であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について470百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は45,148百万円であります。

②満期保有目的の債券のうち、信用状態の著しい悪化による当年度中の売却額は4,887百万円、売却損は112百万円であります。また、満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額	①国債・地方債等	3,227,182	3,793,137	565,954

を超えるもの	②社債	410,714	475,162	64,447
	③その他	265,823	281,115	14,292
	合計	3,904,720	4,549,415	644,694
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,991	2,991	△0
	③その他	8,000	7,906	△93
	合計	10,991	10,898	△93

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は786,256百万円であり、売却益の合計額は6,220百万円、売却損の合計額は35,679百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,637,948	8,953,434	1,315,486
	②社債	17,038	20,443	3,405
	③その他	631,053	682,972	51,918
	合計	8,286,040	9,656,850	1,370,809
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	1,926,000	1,905,510	△20,489
	②社債	336	333	△2
	③その他	436,146	405,271	△30,874
	合計	2,362,482	2,311,115	△51,367

④その他有価証券の当年度中の売却額は1,359,485百万円であり、売却益の合計額は91,255百万円、売却損の合計額は27,096百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258
	(2)債券	4,495,430	4,828,182	332,752
	①国債・地方債等	2,862,000	3,099,231	237,231
	②社債	1,633,430	1,728,950	95,520
	(3)その他	7,009,004	7,779,831	770,826
	合計	12,913,377	17,018,214	4,104,837
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	160,982	139,151	△21,831
	(2)債券	104,911	103,472	△1,439
	①国債・地方債等	20,165	20,034	△130
	②社債	84,746	83,437	△1,309
	(3)その他	2,517,830	2,425,878	△91,951
	合計	2,783,724	2,668,501	△115,222

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について1,501百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,146,038	—	—	—	—	—
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194
貸付金(*)	448,649	690,800	684,759	515,897	832,754	714,835
有価証券	1,333,499	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,645,887	15,536,263
満期保有目的の債券	187,689	390,526	548,700	451,853	84,419	2,064,249
責任準備金対応債券	1,149	112,823	27,687	312,772	2,025,835	8,168,253

その他有価証券のうち満期があるもの	1,144,660	1,550,442	550,249	1,416,101	2,535,632	5,303,759
合計	2,998,177	2,744,593	1,811,397	2,696,624	5,478,642	16,445,293

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない249百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	-	-	-	-	-	640,735
売現先勘定	101,346	-	-	-	-	-
債券貸借取引 受入担保金	2,500,282	-	-	-	-	-
合計	2,601,629	-	-	-	-	640,735

15. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は605,121百万円、時価は917,936百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、16,430百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権はありません。また、延滞債権額は4,790百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,640百万円あります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、454,861百万円あります。

18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、719,161百万円あります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、3,021,283百万円あります。

20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、15,063百万円、金銭債務の総額は、4,307百万円あります。

21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	245,988百万円
前期剰余金よりの繰入額	148,874百万円
当期社員配当金支払額	134,950百万円
利息による増加等	117百万円
当期末現在高	260,030百万円

23. 担保に供されている資産の額は、有価証券35,394百万円あります。

24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は4,054,328百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は100,242百万円であり

ます。

25. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、58,645百万円であります。
26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
27. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は45,929百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	258,468百万円
勤務費用	9,169百万円
利息費用	2,326百万円
数理計算上の差異の当期発生額	773百万円
退職給付の支払額	△ 16,866百万円
期末における退職給付債務	253,872百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	322,289百万円
期待運用収益	3,264百万円
数理計算上の差異の当期発生額	64,091百万円
事業主からの拠出額	1,631百万円
退職給付の支払額	△ 11,736百万円
期末における年金資産	379,540百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	252,937百万円
年金資産	△ 379,540百万円
	△ 126,602百万円
非積立型制度の退職給付債務	934百万円
未認識数理計算上の差異	22,196百万円
未認識過去勤務費用	9,156百万円
退職給付引当金(△は前払年金費用)	△ 94,314百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,169百万円
利息費用	2,326百万円
期待運用収益	△ 3,264百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 5,488百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 1,390百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,352百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	5.7%
株式	37.4%
生命保険一般勘定	26.4%
共同運用資産	19.8%
投資信託	4.6%
現金及び預金	2.0%
その他	4.2%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が53.8%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数値計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数値計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は973百万円であります。

29. 子会社等の株式等は、876,895百万円であります。

30. 繰延税金資産の総額は、821,795百万円、繰延税金負債の総額は、1,128,247百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,493百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金488,334百万円および価格変動準備金237,682百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,081,955百万円であります。

当年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る Δ 24.86%であります。

31. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は17,999百万円であります。

32. 会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式876,895百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
(追加情報)
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は、23,726百万円、費用の総額は、38,348百万円であります。
3. 有価証券売却利益の主な内訳は、国債等債券2,620百万円、株式等60,070百万円、外国証券34,526百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券36,021百万円、株式等5,489百万円、外国証券21,376百万円であります。
有価証券評価損の内訳は、株式等1,971百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は0百万円、責任準備金繰入額の計算上、足しあげられた出再責任準備金繰入額の金額は10,661百万円であります。
5. 「金融派生商品費用」には、評価損が67,830百万円含まれております。
6. その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の発令を受けた営業活動の自粛による営業職員に対する給与補償費、およびシステム開発委託案件にかかる開発中止費用等であります。
7. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	3件	625	1,415	2,040
遊休不動産等	6件	129	91	221
合 計	9件	755	1,507	2,262

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積りリスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.87%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

7. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
基礎利益 A	591,655	550,231
キャピタル収益	57,023	148,812
金銭の信託運用益	—	1,090
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	19,233	97,475
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	44,445
その他キャピタル収益	37,789	5,800
キャピタル費用	305,871	205,099
金銭の信託運用損	254	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	6,295	62,887
有価証券評価損	104,134	1,971
金融派生商品費用	135,662	79,634
為替差損	18,188	—
その他キャピタル費用	41,337	60,605
キャピタル損益 B	△248,848	△56,286
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	342,806	493,944
臨時収益	—	347,063
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	347,063
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	107,342	609,190
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	76,927	—
個別貸倒引当金繰入額	1,109	476
特定海外債権引当金繰入額	—	—
貸付金償却	393	—
その他臨時費用	28,911	608,713
臨時損益 C	△107,342	△262,127
経常利益 A+B+C	235,464	231,817

(参考) その他項目の内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
基礎利益	3,849	55,533
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	300	728
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	41,337	△5,800
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△37,789	60,605
その他キャピタル収益	37,789	5,800
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	5,800
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	37,789	—
その他キャピタル費用	41,337	60,605
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	41,337	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	60,605
その他臨時費用	28,911	608,713
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	28,911	608,713

8. 基礎利益の内訳(三利源)

(単位:億円)

	2019年度	2020年度
基礎利益 A	5,916	5,502
利差	3,186	2,893
危険差	2,526	2,552
費差	204	56
キャピタル損益 B	△2,488	△562
臨時損益 C	△1,073	△2,621
経常利益 D (=A+B+C)	2,354	2,318
特別損益・法人税等 E	△353	△24
当期末処分剰余金 F (=D+E)	2,001	2,294

9. 基金等変動計算書

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等											基金等 合計		
	基金	基金債権 積立金	再評価 積立金	損失準備 積立金	剰余金								剰余金 合計	
					基金債権 積立金	信託資産 積立金	社会厚生 事業債権 積立金	事業基金 積立金	不動産 評価 積立金	特別 準備金	引当 積立金			当期 未処分 剰余金
当期末残高	250,000	670,000	450	11,493	90,000	29,764	39	100,000	28,700	2,000	89	223,399	491,876	1,442,128
当期末変動														
基金の募集	50,000												50,000	
社債型当座積立金の積立													△159,430	△159,430
債権準備等積立金の積立				510									△510	
基金債権積立金の積立		50,000											50,000	
基金利差の支払													△918	△918
当期末繰上													200,159	200,159
基金の償却	△60,000												△60,000	△60,000
基金債権準備金の積立					50,000								△50,000	△50,000
基金債権準備金の取崩					△50,000								△50,000	△50,000
社会厚生事業債権積立金の積立							504						△504	
社会厚生事業債権積立金の取崩							△510						△510	
不動産評価積立金の積立										308			△308	
不動産評価積立金の取崩										△544			△544	
土地再評価積立金の取崩													△520	△520
基金等以外の項目の当期末変動(純額)	△13,000	50,000			510	△4,000		50		△100			△23,200	△23,200
当期末変動合計	△13,000	50,000			510	△4,000		50		△100			△23,200	△23,200
当期末残高	250,000	720,000	450	11,973	90,000	29,764	39	100,000	28,700	2,000	89	220,149	468,756	1,441,208

	評価・勘定調整				調整後 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰上 ヘッジ 保証	土地再評価 差額金	評価・勘定 調整等合計	
当期末残高	2,400,220	41,250	112,898	2,609,372	4,031,601
当期末変動					
基金の募集					50,000
社債型当座積立金の積立					△159,430
債権準備等積立金の積立					50,000
基金債権積立金の積立					△310
基金利差の支払					200,159
当期末繰上					△60,000
基金の償却					△50,000
基金債権準備金の積立					△50,000
基金債権準備金の取崩					
社会厚生事業債権積立金の積立					
社会厚生事業債権積立金の取崩					
不動産評価積立金の積立					
不動産評価積立金の取崩					△520
土地再評価積立金の取崩					
基金等以外の項目の当期末変動(純額)	△499,394	3,800	520	△494,934	△494,934
当期末変動合計	△499,394	3,800	520	△494,934	△475,850
当期末残高	1,900,826	45,050	118,421	2,114,434	3,555,751

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等											基金等 合計		
	基金	基金債権 積立金	再評価 積立金	損失準備 積立金	剰余金								剰余金 合計	
					基金債権 積立金	信託資産 積立金	社会厚生 事業債権 積立金	事業基金 積立金	不動産 評価 積立金	特別 準備金	引当 積立金			当期 未処分 剰余金
当期末残高	250,000	720,000	450	11,973	90,000	29,764	39	100,000	28,700	2,000	89	220,149	468,756	1,441,208
当期末変動														
基金の募集														
社債型当座積立金の積立													△148,874	△148,874
債権準備等積立金の積立				449									△449	
基金債権積立金の積立													△197	△197
基金利差の支払													198,516	198,516
当期末繰上														
基金の償却														
基金債権準備金の積立					50,000								△50,000	
基金債権準備金の取崩					△50,000								△50,000	
社会厚生事業債権積立金の積立							510						△510	
社会厚生事業債権積立金の取崩							△541						△541	
事業基金積立金の取崩									△20,000				△20,000	
不動産評価積立金の積立										△544			△544	
不動産評価積立金の取崩													△308	△308
土地再評価積立金の取崩													△308	△308
基金等以外の項目の当期末変動(純額)					△449	50,000		△50	△20,000	△544			△29,269	△29,269
当期末変動合計					△449	50,000		△50	△20,000	△544			△29,269	△29,269
当期末残高	250,000	720,000	450	12,424	140,000	29,764	39	79,000	28,157	2,000	89	220,149	509,886	1,490,209

	評価・勘定調整				調整後 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰上 ヘッジ 保証	土地再評価 差額金	評価・勘定 調整等合計	
当期末残高	1,900,826	45,187	118,421	2,114,434	3,555,850
当期末変動					
基金の募集					△148,874
債権準備等積立金の積立					
基金債権積立金の積立					△197
基金利差の支払					198,516
当期末繰上					△50,000
基金の償却					
基金債権準備金の積立					
基金債権準備金の取崩					
社会厚生事業債権積立金の積立					
社会厚生事業債権積立金の取崩					
事業基金積立金の取崩					
不動産評価積立金の積立					
不動産評価積立金の取崩					△308
土地再評価積立金の取崩					
基金等以外の項目の当期末変動(純額)	903,815	△13,181	△230	906,395	906,395
当期末変動合計	903,815	△13,181	△230	906,395	906,512
当期末残高	2,824,641	32,006	118,193	3,020,830	4,511,242

10. 剰余金処分

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
当 期 未 処 分 剰 余 金	200,146	229,416
任 意 積 立 金 取 崩 額	544	2,630
不 動 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	544	545
特 別 準 備 金 取 崩 額	—	2,000
別 途 積 立 金 取 崩 額	—	85
計	200,691	232,046
剰 余 金 処 分 額	200,691	232,046
社 員 配 当 準 備 金	148,874	178,633
差 引 純 剰 余 金	51,816	53,413
損 失 填 補 準 備 金	449	539
基 金 利 息	757	757
任 意 積 立 金	50,610	52,116
基 金 償 却 準 備 金	50,000	50,000
社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	610	2,085
不 動 産 圧 縮 積 立 金	—	31

11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	409	373
危険債権	4,709	4,416
要管理債権	13,109	11,801
小 計	18,227	16,591
(対 合 計 比)	(0.26)	(0.20)
正 常 債 権	6,960,483	8,267,181
合 計	6,978,710	8,283,773

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く)です。条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【ご参考】貸付金等の自己査定状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
非 分 類	6,957,460	99.7	8,262,988	99.7
Ⅱ 分 類	20,936	0.3	20,700	0.2
Ⅲ 分 類	312	0.0	84	0.0
Ⅳ 分 類	—	—	—	—
Ⅱ ～ Ⅳ 分 類 計	21,249	0.3	20,785	0.3
合 計	6,978,710	100.0	8,283,773	100.0

- (注)1. 貸付金等とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益(左記資産に係るもの)、仮払金(貸付金に準ずるもの)の合計です。
2. 本表は償却・引当実施後のものです。
3. 非分類とは、回収の可能性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
4. Ⅱ分類とは、債権確保上の諸条件が満足に満たされない、あるいは、信用上疑義がある等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。
5. Ⅲ分類とは、最終の回収または価値について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
6. Ⅳ分類とは、回収不可能または無価値と判定される資産です。

12. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	26	—
延滞債権額	5,091	4,790
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	12,930	11,640
合 計	18,048	16,430
(貸付残高に対する比率)	(0.44)	(0.40)

- (注)1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2019年度末が破綻先債権額161百万円、延滞債権額22百万円、2020年度末が破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

13. 貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)			
種 別	2019年度	2020年度	比 較
(1) 貸倒引当金残高の内訳			
ア. 一般貸倒引当金	1,483	1,736	252
イ. 個別貸倒引当金(注)	5,270	5,100	△169
ウ. 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2) 個別貸倒引当金			
ア. 繰 入 額	5,453	5,491	38
イ. 取 崩 額 [償却等に伴う取崩額を除く]	4,344	5,015	671
ウ. 純 繰 入 額	1,109	476	△632
(3) 特定海外債権引当勘定			
ア. 対 象 国 数	—	—	—
イ. 債 権 額	—	—	—
ウ. 繰 入 額	—	—	—
エ. 取 崩 額	—	—	—
(4) 貸 付 金 償 却	393	—	△393

【ご参考】

(単位：百万円)

種 別	2019年度	2020年度	比 較
偶 発 損 失 引 当 金	1	—	△1

(注) 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)および実質的に経営破綻に陥っている債務者(実質破綻先)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額(2019年度：183百万円、2020年度：391百万円)として債権額から直接減額しています。

14. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	7,431,277	8,822,197
基金等	1,287,358	1,307,339
価格変動準備金	832,480	850,080
危険準備金	787,642	440,579
一般貸倒引当金	1,483	1,736
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	2,438,301	3,584,043
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	461,418	489,444
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	870,776	1,411,778
負債性資本調達手段等	640,735	640,735
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	111,080	96,459
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4 + R_5)^2} + R_6$ (B)	1,389,912	1,650,390
保険リスク相当額 R1	121,334	125,517
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	74,178	76,135
予定利率リスク相当額 R2	141,076	117,942
最低保証リスク相当額 R7	7,345	7,871
資産運用リスク相当額 R3	1,196,544	1,475,866
経営管理リスク相当額 R4	30,809	36,066
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,069.3%	1,069.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

15. 実質純資産額

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2020年度末
実質純資産額	9,496,691	10,684,709
一般勘定資産に対する比率	24.5%	25.5%

- (注) 1. 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項の規定に基づいて算出しています。
2. 「満期保有目的の債券」および「責任準備金対応債券」の含み損益(2019年度末:2,355,301百万円、2020年度末:1,964,044百万円)を控除した場合の実質純資産額は、2019年度末:7,141,389百万円、2020年度末:8,720,665百万円となっています。

16. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
個人変額保険	46,722		51,252	
変額個人年金保険	252,139		171,446	
団体年金保険	512,065		496,462	
合 計	810,928		719,161	

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額保険(有期型)	—	—	—	—
変額保険(終身型)	49,710	458,423	48,623	446,925
合 計	49,710	458,423	48,623	446,925

(注)保有契約高には、定期保険特約部分を含んでいます。

イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	548	1.2	946	1.8
有 価 証 券	42,865	91.7	47,454	92.6
公 社 債	13,990	29.9	12,950	25.3
株 式	13,137	28.1	15,571	30.4
外 国 証 券	15,737	33.7	18,932	36.9
公 社 債	4,721	10.1	5,086	9.9
株 式 等	11,015	23.6	13,846	27.0
その他の証券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	3,309	7.1	2,850	5.6
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	46,722	100.0	51,252	100.0

ウ. 運用収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	996	782
有価証券売却益	2,911	3,839
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	4,903	12,502
為替差益	16	30
金融派生商品収益	554	204
その他の収益	3	1
有価証券売却損	2,394	2,705
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	9,143	3,538
為替差損	30	23
金融派生商品費用	244	504
その他の費用	1	1
収 支 差 額	△2,429	10,588

(3)変額個人年金保険(特別勘定)の状況

ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額個人年金保険	84,895	263,847	68,358	209,265

(注)保有契約高には、年金開始後契約等の一般勘定部分を含んでいます。

イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	546	0.2	702	0.4
有 価 証 券	247,899	98.3	168,035	98.0
公 社 債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	247,899	98.3	168,035	98.0
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	3,693	1.5	2,709	1.6
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	252,139	100.0	171,446	100.0

ウ. 運用収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	7,127	16,347
有価証券売却益	0	0
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	38,087	30,667
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	543	594
有価証券償還損	0	—
有価証券評価損	48,049	36,950
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収 支 差 額	△3,376	9,471

17. 保険会社およびその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	2019年度	2020年度
経常収益	40,733	40,286
経常利益	2,535	2,289
親会社に帰属する当期純剰余	2,078	1,887
包括利益	△ 2,644	11,368

項目	2019年度末	2020年度末
総資産	426,138	459,778
ソルベンシー・マージン比率	1,143.6%	1,152.5%

項目	2019年度	2020年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,771	5,496
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,314	△ 5,237
財務活動によるキャッシュ・フロー	720	△ 46
現金及び現金同等物期末残高	12,930	13,187

(2) 連結範囲および持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	:	18社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	:	0社
持分法適用の関連法人等数	:	9社
期中における重要な子会社等の異動について	:	無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更	:	無
② ①以外の会計方針の変更	:	無
③ 会計上の見積りの変更	:	無
④ 修正再表示	:	無

(注)会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は、日本基準に基づき連結財務諸表を作成しております。

(4) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019年度末	2020年度末	科 目	2019年度末	2020年度末
	(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)		(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,246,447	1,210,322	保険契約準備金	35,817,626	36,266,398
コールローン	90,000	90,000	支払準備金	723,195	708,582
買入金銭債権	204,335	264,184	責任準備金	34,848,442	35,297,785
金銭の債権	15,166	170,522	社員配当準備金	245,988	260,030
有価証券	34,023,049	37,097,576	代理店借	3,707	3,628
貸付金	4,913,456	4,937,975	再保険借	964	802
有形固定資産	905,204	908,371	社 債	668,563	666,866
土地	617,250	624,069	その他の負債	1,584,263	3,175,679
建物	274,919	273,028	債券貸借取引受入担保金	1,133,523	2,514,959
リース資産	469	315	その他の負債	450,740	660,720
建設仮勘定	4,828	3,653	退職給付に係る負債	8,229	8,317
その他の有形固定資産	7,737	7,304	偶発損失引当金	1	—
無形固定資産	442,229	402,441	価格変動準備金	833,615	851,195
ソフトウェア	69,106	63,918	繰延税金負債	56,462	378,208
のれん	123,595	109,536	再評価に係る繰延税金負債	79,210	79,003
その他の無形固定資産	249,527	228,986	支払承継	19,888	19,215
代理店貸	1,612	1,560	負債の部合計	39,072,534	41,449,317
再保険貸	161,038	152,211	(純資産の部)		
その他の資産	529,429	601,097	基 金	250,000	250,000
退職給付に係る資産	66,029	126,976	基金償却積立金	730,000	730,000
繰延税金資産	2,762	2,180	再評価積立金	452	452
支払承継見返	19,888	19,215	繰越剰余金	475,912	515,259
貸倒引当金	△6,754	△6,837	基金等合計	1,456,365	1,495,712
			その他有価証券評価差額金	1,993,002	2,959,118
			繰延ヘッジ損益	45,187	28,261
			土地再評価差額金	118,421	118,183
			為替換算調整勘定	△49,497	△89,185
			退職給付に係る調整累計額	△22,818	15,714
			その他の包括利益累計額合計	2,084,295	3,032,091
			非支配株主持分	700	681
			純資産の部合計	3,541,362	4,528,485
資産の部合計	42,613,896	45,977,802	負債及び純資産の部合計	42,613,896	45,977,802

(5) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	金 額	金 額
経 常 収 益	4,073,384	4,028,693
保 険 料 等 収 入	2,911,826	2,669,358
資 産 運 用 収 益	1,051,103	1,263,411
利息及び配当金等収入	936,932	906,130
金 銭 の 信 託 運 用 益	47	1,825
有 価 証 券 売 却 益	20,496	98,530
有 価 証 券 償 還 益	90,742	133,300
為 替 差 益	—	44,445
そ の 他 運 用 収 益	2,895	3,197
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	—	75,981
そ の 他 経 常 収 益	110,454	95,923
経 常 費 用	3,819,847	3,799,698
保 険 金 等 支 払 金	2,515,851	2,542,415
保 険 金	694,334	642,535
年 給 金	629,047	663,129
給 付 金	532,584	515,164
解 約 返 戻 金	549,892	582,654
そ の 他 返 戻 金 等	109,991	138,930
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	264,233	305,044
支 払 備 金 繰 入 額	—	11,014
責 任 準 備 金 繰 入 額	264,143	293,947
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	89	82
資 産 運 用 費 用	397,021	306,162
支 払 利 息	44,740	43,401
有 価 証 券 売 却 損	6,983	63,723
有 価 証 券 評 価 損	104,319	3,583
有 価 証 券 償 還 損	32,140	78,895
金 融 派 生 商 品 費 用	133,638	78,612
為 替 差 損	18,187	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,818	2,867
貸 付 金 償 却	393	—
貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	10,226	10,006
そ の 他 運 用 費	24,624	25,071
特 別 勘 定 資 産 運 用 損	19,948	—
事 業 費 用	476,964	489,678
そ の 他 経 常 費 用	165,776	156,398
経 常 利 益	253,536	228,994
特 別 利 益	46	386
固 定 資 産 等 処 分 益	45	385
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	0	1
特 別 損 失	21,326	31,598
固 定 資 産 等 処 分 損	1,723	6,361
減 損 損 失	2,428	2,262
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	16,658	17,604
不 動 産 圧 縮 損	4	325
社 会 厚 生 事 業 増 進 助 成 金	510	661
そ の 他 特 別 損 失	—	4,383
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余	232,256	197,782
法 人 税 及 び 住 民 税 等	56,111	57,904
法 人 税 等 調 整 額	△31,784	△48,923
法 人 税 等 合 計	24,327	8,981
当 期 純 剰 余	207,929	188,801
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 剰 余	80	60
親 会 社 に 帰 属 する 当 期 純 剰 余	207,848	188,740

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	金 額	金 額
当 期 純 剰 余	207,929	188,801
そ の 他 の 包 括 利 益	△472,354	948,034
その他有価証券評価差額金	△452,092	965,043
繰延ヘッジ損益	3,933	△17,181
為替換算調整勘定	△8,446	△33,286
退職給付に係る調整額	△22,545	38,532
持分法適用会社に対する持分相当額	6,795	△5,073
包 括 利 益	△264,425	1,136,835
親会社に係る包括利益	△264,505	1,136,774
非支配株主に係る包括利益	80	60

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

科 目	(単位:百万円)	
	2019年度	2020年度
	(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(△は損失)	232,256	197,782
賃貸用不動産等減価償却費	10,226	10,096
減価償却費	43,525	44,059
減損損失	2,428	2,262
のれん償却額	7,645	7,222
支払債金の増減額(△は減少)	△7,617	18,158
責任準備金の増減額(△は減少)	361,070	459,457
社員配当準備金積立利息繰入額	89	82
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,392	82
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	177	159
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△0	△1
価格変動準備金の増減額(△は減少)	16,658	17,694
利息及び配当金等収入	△936,932	△906,130
有価証券関係損益(△は益)	177,238	△304,383
支払利息	44,740	43,491
為替差損益(△は益)	5,498	△33,266
有形固定資産関係損益(△は益)	1,678	5,974
持分法による投資損益(△は益)	△4,249	2,796
代理店貸の増減額(△は増加)	△35	48
再保険貸の増減額(△は増加)	1,154	2
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△56,814	56,968
代理店借の増減額(△は減少)	808	126
再保険借の増減額(△は減少)	△222	△162
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	65,339	209,971
その他	△220	△1,947
小 計	△34,161	△169,721
利息及び配当金等の受取額	983,116	945,305
利息の支払額	△41,895	△43,242
社員配当金の支払額	△166,720	△134,950
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△63,203	△47,787
営業活動によるキャッシュ・フロー	677,135	549,604
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△9,422	△22,689
買入金債債権の取得による支出	△5,500	△2,590
買入金債債権の売却・償還による収入	13,261	12,355
金銭の信託の増加による支出	—	△131,590
有価証券の取得による支出	△5,552,359	△7,727,693
有価証券の売却・償還による収入	4,243,843	6,238,296
貸付けによる支出	△1,157,755	△1,034,296
貸付金の回収による収入	1,246,619	969,888
債券貸借取引支払保証金・受入担保金等の純増減額	535,699	1,234,854
資金運用活動計	△685,613	△463,284
(営業活動及び資金運用活動計)	(△8,477)	(86,320)
有形固定資産の取得による支出	△17,129	△32,182
有形固定資産の売却による収入	47	951
無形固定資産の取得による支出	△27,694	△26,978
その他	△1,082	△2,286
投資活動によるキャッシュ・フロー	△731,470	△523,779
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	79,460	—
基金の募集による収入	50,000	—
基金の償却による支出	△60,000	—
基金利息の支払額	△918	△757
その他	3,498	△3,870
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,040	△4,627
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,496	4,434
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	16,207	25,631
現金及び現金同等物期首残高	1,347,470	1,293,097
子会社及び子法人等の会社分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	△70,580	—
現金及び現金同等物期末残高	1,293,097	1,318,728

(7) 連結基金等変動計算書

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	260,000	670,000	452	479,135	1,409,588
当期末変動					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△169,630	△169,630
基金償却積立金の積立		60,000			60,000
基金利息の支払				△918	△918
親会社に帰属する当期純剰余				207,848	207,848
基金の償却	△60,000				△60,000
基金償却準備金の取崩				△60,000	△60,000
土地再評価増減金の取崩				△522	△522
基金等以外の項目の当期末変動(純額)					
当期末変動合計	△10,000	60,000	—	△23,232	26,777
当期末残高	250,000	730,000	452	475,912	1,456,365

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 増減金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 増減金	為替換算 調整額	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期末残高	2,442,225	41,253	117,898	△44,976	△273	2,596,127	700	3,996,424
当期末変動								
基金の募集								50,000
社員配当準備金の積立								△169,630
基金償却積立金の積立								60,000
基金利息の支払								△918
親会社に帰属する当期純剰余								207,848
基金の償却								△60,000
基金償却準備金の取崩								△60,000
土地再評価増減金の取崩								△522
基金等以外の項目の当期末変動(純額)	△449,222	3,933	522	△4,520	△22,540	△471,831	△4	△471,836
当期末変動合計	△449,222	3,933	522	△4,520	△22,540	△471,831	△4	△446,059
当期末残高	1,993,002	45,187	118,421	△49,497	△22,818	2,084,296	700	3,541,365

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	250,000	730,000	452	475,912	1,456,365
当期末変動					
社員配当準備金の積立				△148,874	△148,874
基金利息の支払				△757	△757
親会社に帰属する当期純剰余				188,740	188,740
土地再評価増減金の取崩				238	238
基金等以外の項目の当期末変動(純額)					
当期末変動合計	—	—	—	39,346	39,346
当期末残高	250,000	730,000	452	515,258	1,495,712

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 増減金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 増減金	為替換算 調整額	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期末残高	1,993,002	45,187	118,421	△49,497	△22,818	2,084,296	700	3,541,365
当期末変動								
社員配当準備金の積立								△148,874
基金利息の支払								△757
親会社に帰属する当期純剰余								188,740
土地再評価増減金の取崩								238
基金等以外の項目の当期末変動(純額)	966,115	△16,926	△238	△39,687	38,932	947,796	△19	947,776
当期末変動合計	966,115	△16,926	△238	△39,687	38,932	947,796	△19	997,102
当期末残高	2,959,118	28,261	118,183	△89,185	15,714	3,032,091	681	4,538,468

連結財務諸表の作成方針

	当連結会計年度 [2020年4月1日から 2021年3月31日まで]
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社および子法人等数 18社</p> <p>主要な連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。</p> <p>当社の子会社および子法人等となった StanCorp Financial Group, Inc. 傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および(利益)剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0社</p> <p>(2)持分法適用の関連法人等数 9社</p> <p>主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limitedであります。</p> <p>(3)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(明治安田ライフプランセンター株式会社ほか)ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結される海外の子会社および子法人等の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. のれんの償却に関する事項	<p>のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外(信託財産として運用している有価証券を含む)については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 当社の保有する有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法は、定率法(ただし、建物については定額法)によっております。連結される海外の子会社および子法人等の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、連結される海外の子会社および子法人等の資産、負債、収益および費用は、連結される海外の子会社および子法人等の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は391百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約(上記の一時払個人年金保険契約を除く)を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの
なお、2007年度より1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約を対象として、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てておりましたが、当連結会計年度より、対象契約の拡大および予定利率の引き下げを行いました。
当連結会計年度から4年間にわたって積み立てて行いますが、積立初年度である当連結会計年度においては608,713百万円を積み立て、その結果、当連結会計年度末における積立所要額の89.3%まで積み立てております。また責任準備金に含まれる危険準備金364,016百万円を取崩して追加責任準備金の一部として充当しております。
なお、責任準備金の積立に際しては保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト等を実施して保険計理人が確認しております。
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
12. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。
14. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 金融商品の状況に関する事項
当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目する

サープラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の連結される海外の子会社および子法人等が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等が保有する有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の子測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社ならびに連結される子会社および子法人等では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,210,322	1,210,322	—
その他有価証券(譲渡性預金)	52,995	52,995	—
買入金銭債権	264,184	273,558	9,374
満期保有目的の債券	185,473	194,847	9,374
その他有価証券	78,711	78,711	—
金銭の信託	170,522	170,522	—
その他有価証券	170,522	170,522	—
有価証券	36,843,824	38,799,520	1,955,695
売買目的有価証券	1,731,803	1,731,803	—
満期保有目的の債券	3,753,345	4,389,597	636,252
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442
その他有価証券	20,710,153	20,710,153	—
貸付金	4,937,975	5,159,899	221,923
保険約款貸付	211,058	211,058	—
一般貸付	4,726,917	4,948,840	221,923

貸倒引当金(*1)	△5,580	-	-
	4,932,395	5,159,899	227,504
社債	666,866	695,032	28,166
売現先勘定	101,346	101,346	-
債券貸借取引受入担保金	2,514,959	2,514,959	-
金融派生商品(*2)	(219,408)	(219,408)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(30,988)	(30,988)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(188,420)	(188,420)	-

(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によっております。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、253,754百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について470百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの探当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているた

め、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は45,148百万円であります。
 ②満期保有目的の債券のうち、信用状態の著しい悪化による当連結会計年度中の売却額は4,887百万円、売却損は112百万円であります。また、満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,245,561	3,812,541	566,980
	②社債	410,714	475,162	64,447
	③その他	266,823	281,115	14,292
	合計	3,923,099	4,568,819	645,720
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,991	2,991	△0
	③その他	12,727	12,633	△93
	合計	15,718	15,625	△93

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は786,256百万円であり、売却益の合計額は6,220百万円、売却損の合計額は35,679百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,637,948	8,953,434	1,315,486
	②社債	17,038	20,443	3,405
	③その他	631,053	682,972	51,918
	合計	8,286,040	9,656,850	1,370,809
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	1,926,000	1,905,510	△20,489
	②社債	336	333	△2
	③その他	436,146	405,271	△30,874
	合計	2,362,482	2,311,115	△51,367

- ④その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,467,830百万円であり、売却益の合計額は92,309百万円、売却損の合計額は27,932百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,408,942	4,410,209	3,001,258
	(2)債券	4,513,842	4,847,512	333,670
	①国債・地方債等	2,867,490	3,104,775	237,284
	②社債	1,646,351	1,742,737	96,385
	(3)その他	8,084,729	8,962,161	877,432
	合計	14,007,514	18,219,875	4,212,360
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	160,982	139,151	△21,831
	(2)債券	104,911	103,472	△1,439
	①国債・地方債等	20,165	20,034	△130
	②社債	84,746	83,437	△1,309
	(3)その他	2,644,618	2,549,883	△94,735
	合計	2,910,512	2,792,506	△118,005

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について3,113百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,210,263	—	—	—	—	—
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194
金銭の信託	15,900	—	—	—	—	—
貸付金(*)	475,712	752,768	706,359	535,644	859,310	1,396,872
有価証券	1,404,433	2,251,639	1,330,784	2,400,737	4,881,792	15,920,794
満期保有目的の債券	189,347	393,955	552,273	455,522	90,164	2,069,280
責任準備金対応債券	1,149	112,823	27,687	312,772	2,025,835	8,168,253
その他有価証券のうち満期があるもの	1,213,937	1,744,860	750,823	1,632,441	2,765,791	5,683,259
合計	3,176,300	3,004,407	2,037,143	2,936,382	5,741,103	17,511,860

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない249百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	26,131	—	—	—	640,735
売現先勘定	101,346	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	2,514,959	—	—	—	—	—
合計	2,616,306	26,131	—	—	—	640,735

15. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は616,753百万円、時価は939,064百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、23,159百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,799百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は18,360百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、468,988百万円です。

18. 一部の連結される海外の子会社および子法人等が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりです。

貸付金 2,372百万円

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、719,161百万円です。

なお、同勘定の負債の額も同額です。

20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	245,988百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	148,874百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	134,950百万円
利息による増加等	117百万円
当連結会計年度末現在高	260,030百万円

21. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 327 百万円、有価証券 37,024 百万円、貸付金 123,610 百万円であります。

22. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の連結貸借対照表価額は 4,068,010 百万円、売先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 100,242 百万円であります。

23. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、77,182 百万円であります。

24. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債 640,735 百万円を含んでおります。

25. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 45,929 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結される海外の子会社および子法人等は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	332,076百万円
勤務費用	9,390百万円
利息費用	4,439百万円
数理計算上の差異の当期発生額	8,876百万円
退職給付の支払額	△19,206百万円
過去勤務費用の当期発生額	△335百万円
その他	△3,904百万円
期末における退職給付債務	331,337百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	389,876百万円
期待運用収益	6,924百万円
数理計算上の差異の当期発生額	68,736百万円
事業主からの拠出額	1,799百万円
退職給付の支払額	△13,924百万円
その他	△3,416百万円
期末における年金資産	449,995百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	322,246百万円
年金資産	△449,995百万円
	△127,749百万円
非積立型制度の退職給付債務	9,090百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△118,658百万円
退職給付に係る負債	8,317百万円
退職給付に係る資産	△126,976百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△118,658百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,390百万円
利息費用	4,439百万円
期待運用収益	△6,924百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△5,395百万円

過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,391百万円
その他	△145百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△26百万円
⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳	
その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	54,788百万円
過去勤務費用	△1,056百万円
合計	53,732百万円
その他の包括利益異計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	13,111百万円
未認識過去勤務費用	9,494百万円
合計	22,606百万円
⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。	
債券	5.6%
株式	31.7%
生命保険一般勘定	29.0%
共同運用資産	24.3%
投資信託	3.9%
現金及び預金	1.7%
その他	3.8%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が45.4%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される海外の子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	2.3~2.5%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	2.6~6.3%

(3) 確定拠出制度

当社ならびに連結される子会社および子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、3,915百万円であります。

27. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式等は、205,549百万円であります。

28. 繰延税金資産の総額は、843,764百万円、繰延税金負債の総額は、1,209,924百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,868百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金509,382百万円および価格変動準備金237,889百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,102,712百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△25.25%であります。

29. 会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号)に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc. (以下、「StanCorp」という。)の支払備金

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に575,256百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

StanCorpの支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorpの買収時に計上したのれんの減損

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、109,536百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

StanCorpの買収に係るのれんは、米国会計基準に基づきStanCorpの連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) StanCorpの買収時に計上した保有契約価値の減損

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、保有契約価値の残高42,978百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結される海外の子会社および子法人等の買収に係る保有契約価値は、StanCorpの買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

30. 前連結会計年度において「その他負債」に含めて表示しておりました「債券貸借取引受入担保金」の重要性が増したため、当連結会計年度より「その他負債」の内訳を区分記載しております。

連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の発令を受けた営業活動の自粛による営業職員に対する給与補償費、およびシステム開発委託案件にかかる開発中止費用等であります。
3. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	3件	625	1,415	2,040
遊休不動産等	6件	129	91	221
合 計	9件	755	1,507	2,262

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積りリスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.87%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

連結包括利益計算書の注記

1. その他の包括利益の内訳

その他有価証券評価差額金

当期発生額	1,463,056 百万円
組替調整額	△128,405 百万円
税効果調整前	1,334,650 百万円
税効果額	△369,607 百万円
その他有価証券評価差額金	965,043 百万円

繰延ヘッジ損益

当期発生額	△19,503 百万円
組替調整額	△4,346 百万円
税効果調整前	△23,849 百万円
税効果額	6,668 百万円
繰延ヘッジ損益	△17,181 百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	△33,286 百万円
組替調整額	—
税効果調整前	△33,286 百万円
税効果額	—
為替換算調整勘定	△33,286 百万円

退職給付に係る調整額

当期発生額	54,196 百万円
組替調整額	△464 百万円
税効果調整前	53,732 百万円
税効果額	△15,199 百万円
退職給付に係る調整額	38,532 百万円

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	△4,835 百万円
組替調整額	△238 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△5,073 百万円
その他の包括利益合計	948,034 百万円

連結キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預貯金	1,210,322百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△67,616百万円
コールローン	90,000百万円
取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する買入金銭債権	69,990百万円
信託期間が3ヵ月以内の金銭の信託	15,900百万円
取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する有価証券	132百万円
現金及び現金同等物	1,318,728百万円

(8) リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	26	—
延滞債権額	5,574	4,799
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	18,581	18,360
合 計	24,182	23,159
(貸付残高に対する比率)	(0.49)	(0.47)

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2019年度末が破綻先債権額161百万円、延滞債権額22百万円、2020年度末が破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(9) 保険会社およびその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	6,979,863	8,507,622
基金等	962,753	1,008,731
価格変動準備金	833,615	851,195
危険準備金	787,671	440,605
異常危険準備金	11,076	11,799
一般貸倒引当金	1,490	1,746
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	2,485,574	3,680,122
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	468,827	495,629
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△31,154	22,615
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	870,776	1,411,778
負債性資本調達手段等	640,735	640,735
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△163,332	△154,630
その他	111,829	97,292
リスクの合計額		
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2} + R_6 + R_7)^2 + (R_2 + R_3 + R_4)^2} + R_8 + R_9$ (B)	1,220,582	1,476,322
保険リスク相当額 R ₁	164,223	167,538
一般保険リスク相当額 R ₅	1,795	1,808
巨大災害リスク相当額 R ₆	482	484
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	74,522	76,401
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定利率リスク相当額 R ₂	141,082	117,947
最低保証リスク相当額 R ₇	7,345	7,871
資産運用リスク相当額 R ₃	1,019,337	1,295,882
経営管理リスク相当額 R ₄	28,175	33,358
ソルベンシー・マージン比率 (A) — × 100 (1/2) × (B)	1,143.6%	1,152.5%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成23年金融庁告示第23号第4条第5項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

(10) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

明治安田損害保険株式会社

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	37,521	39,606
資本金等	23,413	23,629
価格変動準備金	682	739
危険準備金	28	26
異常危険準備金	11,076	11,799
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	224	1,230
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	1,347	1,347
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	748	833
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2}+R5+R6$ (B)	2,536	2,796
一般保険リスク(R1)	1,795	1,808
第三分野保険の保険リスク(R2)	—	—
予定利率リスク(R3)	5	4
資産運用リスク(R4)	856	1,315
経営管理リスク(R5)	62	72
巨大災害リスク(R6)	482	484
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,958.0%	2,832.2%

(注)上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(11) セグメント情報

当社および連結される子会社および子法人等は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、損害保険事業等の全セグメントに占める割合が僅少であり、生命保険事業の単一セグメントとみなせるため、セグメント情報の記載を省略しています。

II. 2020年度決算関係参考資料

I. 一般勘定

1. 有価証券関係

(1)有価証券明細表	1頁
(2)地域別地方債保有明細表	1頁
(3)有価証券残存期間別残高	2頁
(4)業種別株式保有明細表	3頁

2. 貸付金関係

(1)貸付金明細表	4頁
(2)国内企業向け貸付金企業規模別内訳	4頁
(3)貸付金業種別内訳	5頁
(4)貸付金残存期間別残高	6頁
(5)貸付金地域別内訳	6頁
(6)貸付金担保別内訳	6頁

3. 海外投融資関係

(1)資産別明細表	7頁
(2)外貨建資産の通貨別構成	7頁
(3)海外投融資の地域別構成	8頁

4. デリバティブ取引

(1)定性的情報	9頁
(2)定量的情報	11頁

5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況

. 15頁

II. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定

1. 個人変額保険

(1)売買目的有価証券の評価損益	16頁
(2)デリバティブ取引の定量的情報	16頁

2. 変額個人年金保険

(1)売買目的有価証券の評価損益	18頁
(2)デリバティブ取引の定量的情報	18頁

III. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

. 19頁

IV. その他(会社計)

1. 資産構成	20頁
2. 資産運用収支	20頁
3. 有価証券の時価情報	21頁
4. デリバティブ取引の定量的情報	23頁

明治安田生命保険相互会社

I. 一般勘定

1. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	14,579,276	46.0	15,634,628	45.1
地 方 債	306,157	1.0	275,769	0.8
社 債	2,323,598	7.3	2,243,469	6.5
うち 公 社・公 団 債	368,886	1.2	391,662	1.1
株 式	3,447,155	10.9	4,641,731	13.4
外 国 証 券	10,168,944	32.1	10,656,853	30.7
公 社 債	8,513,065	26.9	8,351,872	24.1
株 式 等	1,655,879	5.2	2,304,980	6.6
そ の 他 の 証 券	872,076	2.8	1,251,796	3.6
合 計	31,697,210	100.0	34,704,247	100.0

(2) 地域別地方債保有明細表

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
北 海 道	4,589	4,399
東 北	—	—
関 東	114,554	108,527
中 部	38,348	35,334
近 畿	85,387	83,722
中 国	7,159	6,262
四 国	—	—
九 州	31,206	30,838
そ の 他	24,911	6,683
合 計	306,157	275,769

(注)「その他」は、共同発行市場公募地方債です。

(3)有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	2019年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
有 価 証 券	891,693	2,430,711	1,527,391	1,358,427	4,124,543	21,364,442	31,697,210
国 債	169,363	1,380,322	933,770	735,115	1,869,795	9,490,909	14,579,276
地 方 債	9,090	100	5,293	35,740	189,514	66,419	306,157
社 債	62,812	174,659	125,222	159,914	412,529	1,388,459	2,323,598
株 式	—	—	—	—	—	3,447,155	3,447,155
外 国 証 券	646,259	873,609	462,896	422,654	1,645,690	6,117,834	10,168,944
公 社 債	646,068	873,609	462,896	422,654	1,645,690	4,462,146	8,513,065
株 式 等	191	—	—	—	—	1,655,688	1,655,879
そ の 他 の 証 券	4,168	2,020	208	5,002	7,012	853,663	872,076
買入金銭債権	—	—	—	—	—	204,335	204,335
譲渡性預金	32,995	—	—	—	—	—	32,995
そ の 他	—	—	—	—	—	13,966	13,966
合 計	924,689	2,430,711	1,527,391	1,358,427	4,124,543	21,582,744	31,948,508

(単位:百万円)

区 分	2020年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
有 価 証 券	1,333,499	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,674,927	23,334,662	34,704,247
国 債	886,705	1,082,854	739,192	875,379	2,102,540	9,947,956	15,634,628
地 方 債	100	5,095	1,702	88,157	114,850	65,863	275,769
社 債	102,224	151,645	83,603	299,173	342,577	1,264,244	2,243,469
株 式	—	—	—	—	—	4,641,731	4,641,731
外 国 証 券	344,451	807,795	301,024	905,763	2,010,923	6,286,893	10,656,853
公 社 債	344,451	807,795	301,024	905,763	2,010,923	3,981,913	8,351,872
株 式 等	—	—	—	—	—	2,304,980	2,304,980
そ の 他 の 証 券	17	6,400	1,114	12,253	104,034	1,127,974	1,251,796
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194	264,184
譲渡性預金	52,995	—	—	—	—	—	52,995
そ の 他	—	—	—	—	—	154,622	154,622
合 計	1,456,484	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,674,927	23,683,479	35,176,049

(注) 1. 10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

2. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(4)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	1,130	0.0	1,413	0.0	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	76,306	2.2	96,750	2.1	
製 造 業	食料品	181,982	5.3	210,132	4.5
	繊維製品	20,660	0.6	23,853	0.5
	パルプ・紙	2,598	0.1	3,140	0.1
	化学	332,025	9.6	509,153	11.0
	医薬品	128,861	3.7	148,056	3.2
	石油・石炭製品	4,430	0.1	5,898	0.1
	ゴム製品	8,899	0.3	10,446	0.2
	ガラス・土石製品	134,835	3.9	199,034	4.3
	鉄鋼	29,585	0.9	48,185	1.0
	非鉄金属	10,069	0.3	11,538	0.2
	金属製品	16,113	0.5	20,400	0.4
	機械	173,864	5.0	277,800	6.0
	電気機器	447,829	13.0	731,510	15.8
	輸送用機器	376,625	10.9	496,205	10.7
精密機器	188,575	5.5	230,962	5.0	
その他製品	33,003	1.0	44,272	1.0	
電気・ガス業	119,531	3.5	131,837	2.8	
運輸・情報通信業	陸運業	178,693	5.2	216,246	4.7
	海運業	4,819	0.1	12,435	0.3
	空運業	4,251	0.1	4,130	0.1
	倉庫・運輸関連業	20,349	0.6	28,623	0.6
情報・通信業	32,445	0.9	29,240	0.6	
商業	卸売業	245,424	7.1	322,758	7.0
	小売業	29,191	0.8	36,067	0.8
金融・保険業	銀行業	237,094	6.9	315,954	6.8
	証券、商品先物取引業	14,028	0.4	15,149	0.3
	保険業	137,729	4.0	140,061	3.0
	その他金融業	66,643	1.9	91,405	2.0
不動産業	138,095	4.0	160,500	3.5	
サービス業	51,460	1.5	68,563	1.5	
合計	3,447,155	100.0	4,641,731	100.0	

(注) 業種の分類は、証券コード協議会の業種別分類項目によります。

2. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
保 険 約 款 貸 付	229,759	207,776
契 約 者 貸 付	217,693	196,720
保 険 料 振 替 貸 付	12,065	11,055
一 般 貸 付	3,875,676	3,887,946
(うち非居住者貸付)	(188,980)	(192,465)
企 業 貸 付	3,718,107	3,733,471
(うち国内企業向け)	(3,550,126)	(3,559,006)
国・国際機関・政府関係機関貸付	11,756	8,550
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	128,232	129,602
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	17,472	16,250
そ の 他	108	72
合 計	4,105,435	4,095,722

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度末		2020年度末	
			占率		占率
大 企 業	貸付先数	605	54.1	555	54.7
	金額	3,068,356	86.4	3,069,943	86.3
中 堅 企 業	貸付先数	97	8.7	87	8.6
	金額	19,107	0.5	18,788	0.5
中 小 企 業	貸付先数	417	37.3	372	36.7
	金額	462,662	13.0	470,274	13.2
国内企業向け貸付計	貸付先数	1,119	100.0	1,014	100.0
	金額	3,550,126	100.0	3,559,006	100.0

(注) 1.業種による規模の区分は以下のとおりです。

2.貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

区 分	①右の②～④を除く 全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
大企業								
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下 または常用する従業員 300名以下		資本金5千万円以下 または常用する従業員 50名以下		資本金5千万円以下 または常用する従業員 100名以下		資本金1億円以下 または常用する従業員 100名以下	

(3)貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
内 国	製 造 業	610,804	15.8	625,519	16.1
	食 料	25,882	0.7	21,221	0.5
	織 維	5,284	0.1	1,934	0.0
	木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	40,199	1.0	42,770	1.1
	印 刷	5,434	0.1	15,447	0.4
	化 学	118,266	3.1	131,032	3.4
	石 油 ・ 石 炭	76,548	2.0	72,461	1.9
	窯 業 ・ 土 石	58,004	1.5	57,657	1.5
	鉄 鋼	119,898	3.1	118,689	3.1
	非 鉄 金 属	10,987	0.3	9,228	0.2
	金 属 製 品	3,065	0.1	3,048	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	45,388	1.2	43,348	1.1
	電 気 機 械	43,851	1.1	43,997	1.1
	輸 送 用 機 械	53,283	1.4	60,677	1.6
	そ の 他 の 製 造 業	4,710	0.1	4,003	0.1
	農 業 、 林 業	141	0.0	38	0.0
	漁 業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.0	—	—
	建 設 業	13,380	0.3	19,520	0.5
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	770,642	19.9	781,706	20.1
	情 報 通 信 業	88,870	2.3	88,804	2.3
	運 輸 業 、 郵 便 業	280,164	7.2	288,850	7.4
	卸 売 業	664,374	17.1	661,983	17.0
	小 売 業	13,947	0.4	14,321	0.4
	金 融 業 、 保 険 業	730,700	18.9	691,751	17.8
	不 動 産 業	367,187	9.5	369,158	9.5
	物 品 賃 貸 業	100,405	2.6	110,785	2.8
	学術研究、専門・技術サービス業	20,502	0.5	20,460	0.5
	宿 泊 業	1,598	0.0	694	0.0
	飲 食 業	420	0.0	305	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	2,465	0.1	2,038	0.1
	教 育 、 学 習 支 援 業	180	0.0	107	0.0
医 療 ・ 福 祉	477	0.0	494	0.0	
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,652	0.1	2,526	0.1	
地 方 公 共 団 体	282	0.0	163	0.0	
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	17,472	0.5	16,250	0.4	
そ の 他	—	—	—	—	
合 計	3,686,695	95.1	3,695,481	95.0	
海 外 向 け	政 府 等	21,000	0.5	18,000	0.5
	金 融 機 関	14,520	0.4	10,000	0.3
	商 工 業 等	153,460	4.0	164,465	4.2
合 計	188,980	4.9	192,465	5.0	
一 般 貸 付 計	3,875,676	100.0	3,887,946	100.0	

(注) 国内向けの貸付の業種の分類は、日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類によります。

(4)貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	2019年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
変 動 金 利	95,528	7,538	15,683	4,532	16,589	86,096	225,969
固 定 金 利	227,458	602,501	553,454	593,327	717,022	955,943	3,649,707
一 般 貸 付 計	322,986	610,040	569,137	597,859	733,611	1,042,040	3,875,676

(単位:百万円)

区 分	2020年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
変 動 金 利	99,197	7,513	11,818	3,800	36,435	82,213	240,978
固 定 金 利	280,250	574,700	644,744	491,531	761,567	894,175	3,646,968
一 般 貸 付 計	379,447	582,213	656,562	495,331	798,002	976,388	3,887,946

(注)10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

(5)貸付金地域別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	47,165	1.3	51,001	1.4
東 北	49,317	1.3	49,529	1.3
東 関 東	2,778,432	75.7	2,789,690	75.8
中 部	333,153	9.1	323,902	8.8
近 畿	222,227	6.1	224,930	6.1
中 国	44,706	1.2	43,013	1.2
四 国	40,820	1.1	40,704	1.1
九 州	153,401	4.2	156,458	4.3
合 計	3,669,223	100.0	3,679,230	100.0

(注)1.個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含んでいません。

2.地域区分は貸付先の本社所在地によります。

(6)貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担 保 貸 付	11,558	0.3	9,434	0.2
有 価 証 券 担 保 貸 付	4,184	0.1	3,525	0.1
不 動 産・動 産・財 団 担 保 貸 付	5,974	0.2	4,568	0.1
指 名 債 権 担 保 貸 付	1,400	0.0	1,340	0.0
保 証 証 貸 付	61,204	1.6	54,220	1.4
信 用 貸 付	3,785,439	97.7	3,808,041	97.9
そ の 他	17,472	0.5	16,250	0.4
一 般 貸 付 計	3,875,676	100.0	3,887,946	100.0
うち劣後特約付貸付	308,150	8.0	340,350	8.8

3. 海外投融資関係

(1) 資産別明細表

ア. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	8,754,071	78.9	8,711,821	74.3
株 式 等	1,612,256	14.5	2,258,780	19.3
現 預 金 ・ そ の 他	239,121	2.2	292,545	2.5
小 計	10,605,449	95.5	11,263,147	96.1

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
貸 付 金	131,049	1.2	131,049	1.1
そ の 他	100	0.0	100	0.0
小 計	131,149	1.2	131,149	1.1

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

ウ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	153,520	1.4	146,680	1.3
公 社 債 (円 建 外 債)	166,166	1.5	138,265	1.2
そ の 他	43,623	0.4	46,199	0.4
小 計	363,310	3.3	331,145	2.8

エ. 合計 (ア+イ+ウ)

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	11,099,909	100.0	11,725,442	100.0

(2) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	9,350,802	88.2	9,136,929	81.1
豪 ド ル	522,653	4.9	1,323,573	11.8
そ の 他	731,992	6.9	802,643	7.1
合 計	10,605,449	100.0	11,263,147	100.0

(3) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末							
	外国証券						非居住者貸付	
	金額		占率		金額		占率	
北 米	7,596,787	74.7	6,966,101	81.8	630,685	38.1	23,852	12.6
ヨ ー ロ ッ パ	936,028	9.2	838,597	9.9	97,430	5.9	29,500	15.6
オ セ ア ニ ア	467,731	4.6	467,731	5.5	—	—	24,607	13.0
ア ジ ア	188,086	1.8	76,882	0.9	111,204	6.7	1,020	0.5
中 南 米	850,783	8.4	34,224	0.4	816,559	49.3	110,000	58.2
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 機 関	129,527	1.3	129,527	1.5	—	—	—	—
合 計	10,168,944	100.0	8,513,065	100.0	1,655,879	100.0	188,980	100.0

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末							
	外国証券						非居住者貸付	
	金額		占率		金額		占率	
北 米	7,191,416	67.5	6,026,342	72.2	1,165,074	50.5	23,612	12.3
ヨ ー ロ ッ パ	982,895	9.2	896,482	10.7	86,412	3.7	23,000	12.0
オ セ ア ニ ア	1,124,095	10.5	1,124,095	13.5	—	—	35,172	18.3
ア ジ ア	215,444	2.0	103,816	1.2	111,627	4.8	680	0.4
中 南 米	1,013,273	9.5	71,408	0.9	941,865	40.9	110,000	57.2
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 機 関	129,727	1.2	129,727	1.6	—	—	—	—
合 計	10,656,853	100.0	8,351,872	100.0	2,304,980	100.0	192,465	100.0

4. デリバティブ取引

(1) 定性的情報

ア. 取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は、以下のとおりです。

- ・ 金利関連：金利先物、金利オプション、金利スワップ、スワップション
- ・ 通貨関連：外国為替予約、通貨オプション、通貨スワップ
- ・ 株式関連：株価指数先物、株式オプション
- ・ 債券関連：債券先物、債券オプション

なお、店頭取引において、リスクが過大となるような複雑な仕組みの取引はありません。

イ. 取組方針

当社では、デリバティブ取引を、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。

ウ. 利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 「金利関連取引」は、当社の貸付金および借入金等の変動金利を固定化する目的または保険負債の金利リスクをヘッジする目的で利用しております。
- ・ 「通貨関連取引」は、外貨建資産・負債の為替レートを事前に確定する目的、および為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用しております。
- ・ 「株式関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している株式を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的、および株式ポートフォリオの価格変動リスクを回避する目的で利用しております。
- ・ 「債券関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しております。

上記取引のうち、「金利関連取引」の一部については、金利スワップの特例処理および繰延ヘッジを適用しています。また、為替リスクを回避する目的の「通貨関連取引」の一部については、時価ヘッジ、繰延ヘッジおよび通貨スワップの振当処理を適用しています。

エ. リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、主に、運用資産、保険負債または社債のリスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、取引所を通じた取引、あるいは、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した上で、原則市場動向やリスク等に応じて取引先との間で相互に担保資産の差し入れを行なう契約（いわゆるクレジット・サポート・アネックス）を用いた店頭取引であり、取引相手が契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

オ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の取扱いについて利用方針等を規定化するとともに、取引種類および取引先ごとの残高と信枠を設定しているほか、取引先ごとに再構築コストをベースとした信用リスク相当額を算出(カレント・エクスポージャー方式)し、その上限枠を設定するなどしてリスクを抑制しています。また、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しています。

全体のポジション状況については、リスク管理検証委員会等において、ヘッジ対象となる運用資産とトータルで残高・損益を把握する等、包括的な管理を行なっています。また、取引を執行する部署(フロントオフィス)と事務管理部署(バックオフィス)を分離し、フロント・バック間で相互牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行なっています。

カ. 定量的情報に関する補足説明

① 時価算定に関する補足説明

【金利スワップ取引】

期末日の情報ベンダーが提供する価格

【外国為替予約等の店頭取引の場合】

期末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、または情報ベンダーが提供する価格

【株価指数先物、債券先物等の取引所取引の場合】

期末日の終値または清算価格等

② 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を、主に、運用資産、保険負債または社債のリスクをヘッジする手段として利用しております。

例えば、運用資産に関する金利スワップ取引は、主に変動金利を固定化する目的で利用しております。また、保険負債に関する金利スワップ取引は、金利変動による保険負債の変動の影響をコントロールする目的で利用しております。

このように、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用資産、保険負債または社債とあわせて管理を行なっています。

(2) 定量的情報

ア. 差損益の内訳 (ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	61,637	△10,208	—	—	—	51,428
ヘッジ会計非適用分	0	△20,724	△8,969	—	—	△29,694
合 計	61,637	△30,933	△8,969	—	—	21,734

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	47,124	△235,410	—	—	—	△188,285
ヘッジ会計非適用分	△1,320	△32,892	△88	—	—	△34,301
合 計	45,803	△268,302	△88	—	—	△222,587

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2019年度末:通貨関連△11,456百万円、2020年度末:通貨関連△227,340百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

(単位:百万円)

店 項	区 分	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時 価	差 損 益	契約額等		時 価	差 損 益
			うち1年超				うち1年超		
	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	900	900	0	0	87,000	87,000	△1,320	△1,320
	合 計				0				△1,320

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

【ご参考】 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想 定 元 本	—	—	—	—	—	900	900
変動金利支払	平均受取金利	—	—	—	—	—	0.15	0.15
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	△0.04	△0.04

(単位:百万円、%)

区 分		2020年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想 定 元 本	—	—	—	—	—	87,000	87,000
変動金利支払	平均受取金利	—	—	—	—	—	0.40	0.40
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	△0.05	△0.05

○通貨関連

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				2020年度末				
	契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益	
		うち1年超				うち1年超			
店 頭	為替予約								
	売建	679,417	—	△2,022	△2,022	826,158	—	△40,715	△40,715
	米ドル	652,226	—	△4,399	△4,399	796,104	—	△37,867	△37,867
	豪ドル	27,191	—	2,377	2,377	30,054	—	△2,847	△2,847
	通貨オプション								
	売建								
	コール	157,097	—	41	0	(-)	—	—	—
	米ドル	(41)	—	—	—	(-)	—	—	—
	買建	157,097	—	41	0	(-)	—	—	—
	プット	(41)	—	—	—	(-)	—	—	—
	米ドル	166,178	—	198	135	(-)	—	—	—
		(63)	—	—	—	(-)	—	—	—
通貨スワップ									
円払/豪ドル受	175,156	175,156	△19,719	△19,719	78,660	78,660	7,315	7,315	
円払/米ドル受	7,080	7,080	881	881	8,280	8,280	507	507	
合 計				△20,724				△32,892	

(注) 1. 為替予約および通貨スワップの差損益は、時価を記載しています。通貨オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				2020年度末			
	契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
		うち1年超				うち1年超		
取 引 所	株価指数先物							
	売建	148,066	—	△8,969	△8,969	—	—	—
	株価指数オプション							
買建	—	—	—	—	99,981	—	214	△88
プット	(-)	—	—	—	(302)	—	—	—
合 計				△8,969				△88

(注) 1. 株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。株価指数オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○債券関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

ウ. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末		
			契約額等		時価
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	227,300	227,300	61,477
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	3,222	3,222	159
合 計					61,637

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等		時価
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	411,200	408,000	46,989
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	3,120	3,120	134
合 計					47,124

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	—	6,500	8,122	10,100	12,400	193,400	230,522
変動金利支払	平均受取金利	—	1.68	1.74	1.83	2.13	1.86	1.86
スワップ	平均支払金利	—	△0.01	0.10	0.01	△0.01	△0.02	△0.02

(単位:百万円、%)

区 分		2020年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	3,200	6,800	10,420	7,800	8,300	377,800	414,320
変動金利支払	平均受取金利	1.62	1.75	1.73	2.03	2.15	1.05	1.12
スワップ	平均支払金利	△0.05	△0.07	0.09	△0.05	△0.05	△0.05	△0.05

○通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末			2020年度末		
			契約額等	時価		契約額等	時価	
				うち1年超			うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建	外貨建 債券	4,679,142	—	△11,456	4,283,029	—	△227,340
	米ドル		4,169,798	—	△34,142	3,107,080	—	△142,681
	豪ドル		240,977	—	20,754	796,361	—	△67,254
	ユーロ		253,887	—	1,063	259,122	—	△13,256
	その他		14,479	—	867	120,465	—	△4,147
繰延ヘッジ	為替予約 売建	外貨建 債券	—	—	—	42,322	—	△1,229
	米ドル		—	—	—	42,322	—	△1,229
	通貨スワップ 米ドル		—	—	—	81,785	81,785	△3,188
	ユーロ		35,575	35,575	538	35,575	35,575	△3,013
	豪ドル		4,305	4,305	709	12,404	12,404	△638
合計				△10,208			△235,410	

(注) 為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定し、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等にかかる取引を除いています。

○株式関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

○債券関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
有 価 証 券	4,996,600	5,907,773
評 価 差 額	2,707,975	3,990,340
オ フ バ ラ ン ス	2,288,625	1,917,433
土 地	542,845	575,817
再 評 価 差 額	197,631	197,186
オ フ バ ラ ン ス	345,214	378,630
そ の 他	62,679	38,897
合 計	5,602,126	6,522,488

(注) 1. 有価証券は、時価のある有価証券に加え、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等の含み損益相当額を記載しています。

2. 有価証券には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

3. 土地は「土地の再評価に関する法律」に基づき、明治生命は1999年度末に、安田生命は2000年度末に時価評価を実施しました。これによる評価差額を「再評価差額」に記載しています。なお、土地には借地権を含んでいます。

4. 「その他」には、デリバティブ取引等の含み損益相当額を記載しています。なお、デリバティブ取引は一部ヘッジ会計を適用しました。本表にはヘッジ会計(繰延ヘッジ・特例処理)適用分の含み損益を記載しています。ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2019年度末:通貨関連△11,456百万円、2020年度末:通貨関連△227,340百万円)、およびヘッジ会計非適用分については、評価損益を損益計算書に計上しており、含み損益相当額はありません。

II. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定

1. 個人変額保険

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	42,865	△4,240	47,454	8,964

(2) デリバティブ取引の定量的情報

ア. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△3	△28	—	—	△31
合 計	—	△3	△28	—	—	△31

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△4	△12	—	—	△16
合 計	—	△4	△12	—	—	△16

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

○通貨関連

(単位:百万円)

店 頭	為替予約 売建 米ドル ユーロ 買建 ユーロ	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
		631	—	△2	△2	454	—	△4	△4
		341	—	△3	△3	349	—	△5	△5
		290	—	1	1	105	—	0	0
		164	—	△0	△0	—	—	—	—
		164	—	△0	△0	—	—	—	—
	合 計				△3				△4

(注) 為替予約の差損益は、時価を記載しています。

○株式関連

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				2020年度末			
	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超		
取 引 所	株価指数先物							
	売建	—	—	—	—	321	—	△10
	買建	91	—	6	6	—	—	—
	外国株価指数先物							
売建	346	—	△35	△35	539	—	△1	△1
合 計				△28				△12

(注) 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。

○債券関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

ウ. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

○通貨関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

○株式関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

○債券関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

2. 変額個人年金保険

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	247,899	△9,961	168,035	△6,282

(2) デリバティブ取引の定量的情報

ア. ヘッジ会計が適用されていないもの

- 金利関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。
- 通貨関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。
- 株式関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。
- 債券関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。

イ. ヘッジ会計が適用されているもの

- 金利関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。
- 通貨関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。
- 株式関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。
- 債券関連
2019年度末および2020年度末とも保有していません。

III. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100%	100%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

IV. その他(会社計)

1. 資産構成

(1)資産の構成(2020年度末)

(単位:百万円、%)

区 分	会 社 計		うち一般勘定	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	1,236,096	2.9	1,217,742	2.9
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	264,184	0.6	264,184	0.6
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	154,622	0.4	154,622	0.4
有価証券	35,382,820	82.9	34,704,247	82.7
公社債	18,366,138	43.0	18,153,867	43.2
株式	4,713,734	11.0	4,641,731	11.1
外国証券	10,854,668	25.4	10,656,853	25.4
公社債	8,470,717	19.8	8,351,872	19.9
株式等	2,383,951	5.6	2,304,980	5.5
その他の証券	1,448,279	3.4	1,251,796	3.0
貸付金	4,095,722	9.6	4,095,722	9.8
保険約款貸付	207,776	0.5	207,776	0.5
一般貸付	3,887,946	9.1	3,887,946	9.3
不動産	865,732	2.0	865,732	2.1
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	692,875	1.6	685,663	1.6
貸倒引当金	△6,837	△0.0	△6,837	△0.0
合 計	42,685,218	100.0	41,981,079	100.0
うち外貨建資産	11,464,715	26.9	11,263,147	26.8

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2)資産の増減(対2019年度末)

(単位:百万円)

区 分	会 社 計		うち一般勘定	
	増減	増減	増減	増減
現預金・コールローン	△59,390		△55,624	
買現先勘定	—		—	
債券貸借取引支払保証金	—		—	
買入金銭債権	59,849		59,849	
商品有価証券	—		—	
金銭の信託	140,655		140,655	
有価証券	2,941,620		3,007,037	
公社債	931,167		944,834	
株式	1,186,973		1,194,575	
外国証券	495,176		487,908	
公社債	△170,635		△161,192	
株式等	665,811		649,100	
その他の証券	328,303		379,719	
貸付金	△9,712		△9,712	
保険約款貸付	△21,983		△21,983	
一般貸付	12,270		12,270	
不動産	4,773		4,773	
繰延税金資産	—		—	
その他	76,638		99,780	
貸倒引当金	△82		△82	
合 計	3,154,352		3,246,676	
うち外貨建資産	657,230		657,698	

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

2. 資産運用収支(2020年度末)

特別勘定の資産運用収支は、「特別勘定資産運用益(損)」として一括計上しています。
(本資料「6.損益計算書」参照)

3. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	743,989	△32,957	678,573	45,148
一般勘定	—	—	—	—
特別勘定	743,989	△32,957	678,573	45,148

(2) 有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	4,135,333	4,882,136	746,803	747,035	△232
責任準備金対応債券	8,923,833	10,532,331	1,608,498	1,620,716	△12,218
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,288,346	17,996,179	2,707,833	2,850,425	△142,591
公 社 債	4,872,059	5,232,993	360,934	364,394	△3,460
株 式	1,598,539	3,354,683	1,756,144	1,803,462	△47,317
外 国 証 券	7,920,182	8,505,333	585,150	646,961	△61,810
公 社 債	7,083,149	7,622,208	539,058	567,541	△28,483
株 式 等	837,033	883,125	46,091	79,419	△33,327
その他の証券	835,520	844,140	8,620	34,726	△26,106
買入金銭債権	11,184	12,064	880	880	—
譲渡性預金	33,000	32,995	△4	0	△4
金銭の信託	17,859	13,966	△3,892	—	△3,892
合 計	28,347,512	33,410,647	5,063,135	5,218,177	△155,042
公 社 債	16,848,098	19,480,539	2,632,441	2,644,645	△12,203
株 式	1,598,539	3,354,683	1,756,144	1,803,462	△47,317
外 国 証 券	8,811,040	9,466,805	655,765	721,284	△65,518
公 社 債	7,974,006	8,583,680	609,673	641,864	△32,190
株 式 等	837,033	883,125	46,091	79,419	△33,327
その他の証券	835,520	844,140	8,620	34,726	△26,106
買入金銭債権	203,455	217,514	14,059	14,059	—
譲渡性預金	33,000	32,995	△4	0	△4
金銭の信託	17,859	13,966	△3,892	—	△3,892

(単位:百万円)

区 分	2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	3,915,712	4,560,313	644,601	644,694	△93
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442	1,370,809	△51,367
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	15,697,103	19,686,717	3,989,614	4,104,837	△115,222
公 社 債	4,600,341	4,931,654	331,312	332,752	△1,439
株 式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外 国 証 券	8,148,691	8,727,414	578,723	650,714	△71,991
公 社 債	6,797,217	7,195,323	398,105	464,301	△66,195
株 式 等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	78,122	78,711	589	595	△5
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223
合 計	30,261,338	36,214,997	5,953,658	6,120,341	△166,683
公 社 債	17,822,554	20,082,669	2,260,114	2,282,046	△21,931
株 式	1,569,925	4,549,352	2,979,426	3,001,258	△21,831
外 国 証 券	9,305,241	9,909,832	604,591	707,457	△102,866
公 社 債	7,953,767	8,377,741	423,974	521,044	△97,070
株 式 等	1,351,474	1,532,091	180,617	186,413	△5,796
その他の証券	1,096,142	1,191,967	95,824	114,551	△18,726
買入金銭債権	263,595	273,558	9,963	10,062	△99
譲渡性預金	53,000	52,995	△4	—	△4
金銭の信託	150,879	154,622	3,742	4,965	△1,223

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

ア. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,124,533	4,871,569	747,035	3,904,720	4,549,415	644,694
公社債	3,835,912	4,564,012	728,099	3,637,897	4,268,299	630,402
外国証券	96,349	102,106	5,756	89,349	94,174	4,824
買入金銭債権	192,270	205,449	13,179	177,473	186,940	9,467
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	10,800	10,567	△232	10,991	10,898	△93
公社債	2,800	2,798	△1	2,991	2,991	△0
外国証券	8,000	7,768	△231	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	8,000	7,906	△93

イ. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	8,170,256	9,790,973	1,620,716	8,286,040	9,656,850	1,370,809
公社債	7,492,090	9,044,241	1,552,150	7,654,986	8,973,878	1,318,891
外国証券	678,166	746,731	68,565	631,053	682,972	51,918
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	753,576	741,358	△12,218	2,362,482	2,311,115	△51,367
公社債	645,235	636,493	△8,741	1,926,336	1,905,844	△20,492
外国証券	108,340	104,864	△3,476	436,146	405,271	△30,874

ウ. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	2019年度末			2020年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	13,292,127	16,142,552	2,850,425	12,913,377	17,018,214	4,104,837
公社債	4,655,016	5,019,411	364,394	4,495,430	4,828,182	332,752
株式	1,188,129	2,991,591	1,803,462	1,408,942	4,410,200	3,001,258
外国証券	6,857,142	7,504,104	646,961	6,272,606	6,923,320	650,714
その他の証券	577,654	612,381	34,726	687,471	802,022	114,551
買入金銭債権	11,184	12,064	880	8,126	8,721	595
譲渡性預金	3,000	3,000	0	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	40,800	45,766	4,965
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	1,996,218	1,853,626	△142,591	2,783,725	2,668,502	△115,222
公社債	217,042	213,582	△3,460	104,911	103,472	△1,439
株式	410,410	363,092	△47,317	160,982	139,151	△21,831
外国証券	1,063,040	1,001,229	△61,810	1,876,085	1,804,093	△71,991
その他の証券	257,866	231,759	△26,106	408,671	389,944	△18,726
買入金銭債権	—	—	—	69,996	69,990	△5
譲渡性預金	30,000	29,995	△4	53,000	52,995	△4
金銭の信託	17,859	13,966	△3,892	110,079	108,855	△1,223

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社株式及び関連会社株式	847,921	876,895
その他有価証券	45,098	47,475
非上場国内株式	27,725	27,698
非上場外国株式	4,126	4,126
その他外国証券	531	98
その他	12,714	15,552
合 計	893,020	924,371

4. デリバティブ取引の定量的情報

(1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	61,637	△10,208	—	—	—	51,428
ヘッジ会計非適用分	0	△19,275	△8,598	9	—	△27,864
合 計	61,637	△29,483	△8,598	9	—	23,564

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	47,124	△235,410	—	—	—	△188,285
ヘッジ会計非適用分	△1,320	△32,982	△91	△8	—	△34,403
合 計	45,803	△268,392	△91	△8	—	△222,689

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2019年度末:通貨関連△11,456百万円、2020年度末:通貨関連△227,340百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

(2) ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

(単位:百万円)

店 区 分	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	2019年度末			2020年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
	900	900	0	87,000	87,000	△1,320	△1,320
合 計			0				△1,320

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想定元本	—	—	—	—	—	900	900
	平均受取金利	—	—	—	—	—	0.15	0.15
変動金利支払 スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	△0.04	△0.04

(単位:百万円、%)

区 分		2020年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想定元本	—	—	—	—	—	87,000	87,000
	平均受取金利	—	—	—	—	—	0.40	0.40
変動金利支払 スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	△0.05	△0.05

○通貨関連

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				2020年度末				
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	
店	為替予約								
	売建	773,127	—	△596	△596	898,760	—	△40,836	△40,836
	米ドル	687,556	—	△4,401	△4,401	821,769	—	△38,179	△38,179
	豪ドル	53,582	—	3,472	3,472	54,482	—	△2,721	△2,721
	ユーロ	31,838	—	331	331	22,427	—	64	64
	その他	149	—	0	0	80	—	△0	△0
	買建	33,772	—	23	23	5,775	—	31	31
	米ドル	16,746	—	68	68	3,502	—	35	35
	ユーロ	11,451	—	△83	△83	1,536	—	△2	△2
	豪ドル	5,523	—	38	38	712	—	△2	△2
その他	50	—	0	0	24	—	0	0	
類	通貨オプション								
	売建								
	コール	157,097	—	41	0	(-)	—	—	
	米ドル	157,097	—	41	0	(-)	—	—	
	買建								
	プット	166,178	—	198	135	(-)	—	—	
	米ドル	166,178	—	198	135	(-)	—	—	
	通貨スワップ								
	円払/豪ドル受	175,156	175,156	△19,719	△19,719	78,660	78,660	7,315	7,315
	円払/米ドル受	7,090	7,090	881	881	8,280	8,280	507	507
合 計				△19,275				△32,982	

(注) 1. 為替予約および通貨スワップの差損益は、時価を記載しています。通貨オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. (-)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				2020年度末				
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	
取引所	株価指数先物								
	売建	148,066	—	△8,969	△8,969	2,140	—	△67	△67
	買建	8,943	—	231	231	4,656	—	33	33
	外国株価指数先物								
	売建	346	—	△35	△35	539	—	△1	△1
	買建	6,304	—	174	174	4,940	—	32	32
	株価指数オプション								
	買建								
	プット	—	—	—	—	99,981	—	214	△88
		(-)				(302)			
合 計				△8,598				△91	

(注) 1. 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。株価指数オプションの差損益はオプション料と時価との差額を記載しています。

2. (-)内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○債券関連

(単位:百万円)

区 分	2019年度末				2020年度末			
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所								
外国債券指数先物								
買建	513	—	9	9	803	—	△8	△8
合 計				9				△8

(注) 外国債券指数先物の差損益は、時価を記載しています。

(3)ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末		
			契約額等	時価	
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	227,300	227,300	61,477
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	3,222	3,222	159
合 計					61,637

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等	時価	
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	411,200	408,000	46,989
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	3,120	3,120	134
合 計					47,124

【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		2019年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	—	6,500	8,122	10,100	12,400	193,400	230,522
変動金利支払	平均受取金利	—	1.68	1.74	1.83	2.13	1.86	1.86
スワップ	平均支払金利	—	△0.01	0.10	0.01	△0.01	△0.02	△0.02

(単位:百万円、%)

区 分		2020年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想 定 元 本	3,200	6,800	10,420	7,800	8,300	377,800	414,320
変動金利支払	平均受取金利	1.62	1.75	1.73	2.03	2.15	1.05	1.12
スワップ	平均支払金利	△0.05	△0.07	0.09	△0.05	△0.05	△0.05	△0.05

○通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末			2020年度末			
			契約額等	うち1年超		契約額等	うち1年超		時価
				時価			時価		
時価ヘッジ	為替予約 売建		4,679,142	—	△11,456	4,283,029	—	△227,340	
	米ドル	外貨建	4,169,798	—	△34,142	3,107,080	—	△142,681	
	豪ドル	債券	240,977	—	20,754	796,361	—	△67,254	
	ユーロ		253,887	—	1,063	259,122	—	△13,256	
	その他		14,479	—	867	120,465	—	△4,147	
繰延ヘッジ	為替予約 売建		—	—	—	42,322	—	△1,229	
	米ドル	外貨建	—	—	—	42,322	—	△1,229	
	通貨スワップ	債券	—	—	—	81,785	81,785	△3,188	
	米ドル		—	—	—	81,785	81,785	△3,188	
	ユーロ		35,575	35,575	538	35,575	35,575	△3,013	
	豪ドル		4,305	4,305	709	12,404	12,404	△638	
合 計					△10,208			△235,410	

(注) 為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定し、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等にかかる取引を除いています。

○株式関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

○債券関連

2019年度末および2020年度末とも保有していません。

第2【原保有者その他関係法人の概況】

1 原保有者の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(2) 資本金の額

40,500百万円(2021年3月31日現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引業

(ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2020年3月31日現在	(単体) 2021年3月31日現在
資産合計	17,785,608	19,772,553
負債合計	17,376,273	19,346,285
純資産合計	409,334	426,267

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業収益	219,907	254,516
営業利益	9,660	39,356
当期純利益	11,299	22,323

(3) その他

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものをご参照下さい。

(ホ) その他

該当事項はありません。

2 その他関係法人の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

324,279百万円(2021年3月31日現在)

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

(ロ) 関係業務の概要

発行会社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2020年3月31日現在	(単体) 2021年3月31日現在
資産合計	31,034,919	31,923,946
負債合計	28,993,311	29,692,033
純資産合計	2,041,608	2,231,913

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	704,295	568,370
経常利益	150,577	133,035
当期純利益	113,081	96,403

(3) その他

三菱UFJ信託銀行の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、2020年3月期及び2021年3月期の有価証券報告書、(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(ホ) その他

本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとします。但し、当該期間終了後において、本業務がなお現存する場合には、本資産管理委託契約の期間は本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとします。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとします。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとします。

本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき

第3【明治安田生命保険相互会社の概況】

1【名称、基金の総額及び事業の内容】

()名称

明治安田生命保険相互会社

()基金の総額

980,000百万円(2021年3月31日現在)

(注)基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金(730,000百万円)を含みます。

()事業の内容

(a)生命保険業

(b)他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前記(a)に付随する業務

(c)国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

(d)その他前記(a)ないし(c)の業務に付帯又は関連する業務

2【関係業務の概要】

明治安田生命は、本劣後ローン債権の債務者であります。

3【資本関係】

該当事項はありません。

4【経理の概況】

()最近2事業年度における主な資産、負債の概況(単位:百万円、未満切り捨て)

	(連結) (2020年3月31日現在)	(連結) (2021年3月31日現在)
資産合計	42,613,896	45,977,802
負債合計	39,072,534	41,449,317
純資産合計	3,541,362	4,528,485

()最近2事業年度における損益の概況(単位:百万円、未満切り捨て)

	(連結) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(連結) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	4,073,384	4,028,693
経常利益	253,536	228,994
親会社に帰属する当期純剰余	207,848	188,740

5【明治安田生命の事業等のリスク】

本社債の元金の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する明治安田生命を債務者とする劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報も十分検討したうえ投資判断をして下さい。

(1)生命保険業に関する法規制等

明治安田生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。従って、保険業法等が改正された場合には、明治安田生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

保険業法

()概要

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

- ・ 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、
- ・ 保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

()免許

保険業法の規定により、保険業を行う者は免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、明治安田生命は、

- ・ 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・ 疾病にかかったこと、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡等に関し、一定額の保険金を支払う保険(いわゆる第三分野)
- ・ 上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取り消しを受けることがあります。

- ・ 法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款若しくは保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・ 当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・ 公益を害する行為をしたとき
- ・ 財産の状況が著しく悪化し保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

()業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許の種類に応じた保険の引受け ・ 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 ・ 債務の保証 ・ 国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」といいます。)の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い ・ 金銭債権の取得又は譲渡 ・ 特定目的会社が発行する特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い ・ 短期社債等の取得又は譲渡 ・ 有価証券の私募の取扱い ・ デリバティブ取引 ・ デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 金融等デリバティブ取引 ・ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・ ファイナンス・リース取引(機械類その他の物件を使用させる業務) ・ ファイナンス・リース取引(機械類その他の物件を使用させる業務)の代理又は媒介 ・ 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの ・ 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務
保険業法第99条に定める法定他業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託 ・ 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務 ・ 投資助言業務 ・ 算定割当量の取得若しくは譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 ・ 資金移動業 ・ 保険金信託業務 ・ 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買 等

()運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券の取得
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金地金の取得

- ・金銭の貸付け(コールローンを含みます。)
- ・有価証券の貸付け
- ・民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・預金又は貯金
- ・金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・有価証券関連デリバティブ取引
- ・デリバティブ取引
- ・金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、一般勘定(特別勘定(保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。))又は積立勘定(保険業法施行規則第30条の3第1項(保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。))の規定により設ける勘定をいいます。))以外の勘定)においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金等の投資額の合計を総資産の10%以内(貸付金等については特に3%以内)とする制限も設けられています。

なお、積立勘定についても同様の制限(積立勘定資産の総額に対する割合)が設けられていますが、特別勘定については、運用資産の構成に関する制限は設けられていません。

()監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a)事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b)定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c)届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき

- ・他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d)報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e)立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f)業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずること

ができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならぬとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

(早期是正措置)

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善等の命令を発動することで、早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令

		<ul style="list-style-type: none"> (1)保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2)配当の禁止又はその額の抑制 (3)契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4)新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含みます。)の変更 (5)役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6)一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7)一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8)本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9)子会社等の業務の縮小 (10)子会社等の株式又は持分の処分 (11)保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12)その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分(非対象区分は除きます。)に応じた措置が採られることがあります。

(実質純資産額)

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(有価証券・動産不動産等については、時価で評価)の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額(但し、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。)を上回る金額です。

明治安田生命の2021年3月期末における実質純資産額は、株価上昇による株式の含み益の増加などにより、10兆6,847億円と、2020年3月期末より1兆1,880億円増加しました。

(ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落等、通常の見込みを超えて

スクが発生した場合には、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかが重要となります。これを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

なお、2012年3月期末から、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

明治安田生命の2021年3月期末のソルベンシー・マージン比率は、金融環境の変動等による影響があったものの、内部留保の積み増し等により、単体1,069.1%(前期末差-0.2ポイント)、連結1,152.5%(前期末差+8.9ポイント)と引き続き高い健全性を維持しております。

〔ソルベンシー・マージン総額〕

基金等の額(貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。)、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額)、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券評価差額金と繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る評価差額がその他有価証券評価差額金に計上されているもの)の合計額(税効果控除前)×90%(マイナスの場合100%)、土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等及びその他の項目から、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額及び控除項目を控除した合計額

〔リスクの合計額〕

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスク等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、次のとおりその相当額を算出

$$\text{リスクの合計額} = \sqrt{(\text{R}_1 + \text{R}_8)^2 + (\text{R}_2 + \text{R}_3 + \text{R}_7)^2} + \text{R}_4$$

リスク相当額の種類	リスク相当額の内容
保険リスク相当額 (R ₁)	保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの)に対応する金額
第三分野保険の保険リスク相当額(R ₈)	第三分野保険の保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの)に対応する金額
予定利率リスク相当額 (R ₂)	予定利率リスク(責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険)に対応する金額

資産運用リスク相当額 (R ₃)	資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険)に対応する金額
経営管理リスク相当額 (R ₄)	経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの)に対応する金額
最低保証リスク相当額 (R ₇)	最低保証リスク(特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険)に対応する金額

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなることにより、早期是正措置などの監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、明治安田生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下などにより明治安田生命の信用力が低下し、明治安田生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、明治安田生命では、経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害など最悪のシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理検証委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、明治安田生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

()経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS(保険監督者国際機構)等において、その導入に向けた検討が行われています。日本では、2019年5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」が設置され、2020年6月に公表された報告書では「中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESRに基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」と記されています。また、今後の予定として、「技術的な調整、実際の基準の策定に向けた作業等を進め、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行(2026年3月期より新規制下での計算を開始)といったタイムラインを念頭に置いて、着実な検討を進める必要がある。」と記載されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある基準改正の内容によっては、明治安田生命の事業活動及び資産運用に悪影響を及ぼす可能性があります。

ESR: 経済価値ベースのソルベンシー比率をいいます。

()生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)を1998年12月に設立しました。

現在、外国保険会社の日本支店を含め、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社各社の拠出金からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金のシェアに応じて算出されます。

なお、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金を超える資金援助等の対応が必要な場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2020年度の保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は330億円となっており、明治安田生命の負担金分担割合は、2020年度で約10%（約33億円）です。

但し、生命保険業界における明治安田生命の収入保険料、責任準備金のシェアが変動した場合、それに伴って明治安田生命の拠出額も変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の拠出金を引き上げるための法改正等が行われた場合、明治安田生命の拠出額が増加する可能性があります。

保険契約に係る会計基準の国際的動向

2017年5月に国際会計基準審議会（IASB）より公表されたIFRS17「保険契約」に対して、各国の保険業界団体から、実務上の対応負荷が高いため適用開始の延期が必要である等の意見が提出されました。これを受け、IASBは2020年6月に修正基準を公表し、適用開始を2023年1月1日以後に開始する事業年度としました。

なお、日本の保険会社に関しては、現在のところ株式会社が金融商品取引法上の連結財務諸表を作成する場合にのみIFRSの任意適用が認められています。

(2)民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

明治安田生命における保険募集活動の中心は国内市場です。したがって国内市場での販売環境等が悪化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また同業他社や競合関係にある近隣業界・団体等に対する明治安田生命の競争力が低下した場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

契約動向

民間生命保険会社における2021年3月期末の保有契約金額は個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で1,322兆円（前期末比8兆円減少）となっています。

競合の状況

2021年4月2日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が明治安田生命を含めて42社あります。

近年は、厳しい経営環境や規制緩和、顧客ニーズの変化等を背景に、国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立等の競争環境の変化が見られました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され日本郵政株式会社が発足するとともに、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。このように、明治安田生命は、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも明治安田生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

また、2008年秋以降の金融危機の影響を受け、一部の生命保険会社が破綻し、変額年金保険を主に取り扱う生命保険会社の販売停止や事業撤退の動き等が見られたほか、大手生保の相互会社から株式会社への組織変更の実施や経営統合、かんぽ生命保険の株式新規上場等もあり、国内市場の競争環境が今後も変化していく可能性があります。

(競合分野及び競合先)

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体 (農協・全労済・全国生協連等)	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障等の、いわゆる第三分野保険

(3)明治安田生命の事業の状況

商品・サービス

明治安田生命の商品は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2021年3月期では保険料等収入の65.3%を占めています。また個人保険・個人年金保険の合計に対する保有契約高・保有契約件数の占率は次のとおりです。終身保険は20.8%・18.9%、定期付終身保険は4.4%・3.4%、利率変動型積立終身保険は8.7%・5.4%、定期保険は8.1%・17.2%、組立総合保障保険は33.6%・17.7%、個人年金保険は18.2%・19.0%となっています。

法人向け分野に関しては、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティング提案を進めています。

近年、生命保険市場においては、少子高齢化の進展や単身世帯、女性就業者の増加等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会のデジタルシフトの加速や健康意識の高まり等を背景とした顧客ニーズ・生活スタイルの変化、更にはインターネットチャネルや来店型店舗等の販売チャネルの多様化による競争の激化といった状況が発生しています。明治安田生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、医療・介護保障保険分野での新商品に加え、若年層を中心とした保険未加入者向けの商品を投入するとともに、対面と非対面を融合した新たな営業モデルの確立に注力しています。あわせて、健康情報等を活用した商品、健康増進を支援するサービス等を提供する「みんなの健活プロジェクト」に加え、地域社会の豊かな地域づくりへの貢献等に取り組む「地元の元気プロジェクト」を展開しています。

また、明治安田生命は明治安田損害保険株式会社等との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組みを共同で進めています。

しかし、今後、明治安田生命の商品ポートフォリオや提供するサービスが顧客ニーズの変化に対応できない可能性があるとともに、法令・規制の変化等によって販売量が影響を受ける可能性があります。

販売チャネル

明治安田生命は、原則として対面によるコンサルティング販売及びアフターフォローを行う営業職員チャネルを基幹チャネルとして経営資源を優先的に投入しており、営業職員数は2021年3月期末で35,995名となっています。

また、銀行窓販チャネル(募集代理店委託契約を締結している銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関等)及び法人営業チャネルを基本チャネルと位置づけ、収益拡大を図るとともに、法人代理店や税理士代理店等の代理店チャネルにおける委託先の拡大等を通じて法人マーケットの開拓を推進しています。

これらに加え、多様化する顧客ニーズに対応するため、保険についての相談とともに、年金・相続・女性向けセミナーなども開催する来店型店舗(直営の「明治安田のほけんショップ」等)の運営を強化しています。

今後、基幹チャネルである営業職員数の減少や、金利水準の変動に伴う銀行窓販チャネルの販売低迷等による業績の変動、新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れ、又は保険募集に関する規制の強化等により、明治安田生命が十分な販売量を確保できない可能性があります。

グループ・提携戦略

明治安田生命は、本業である生命保険業の強化に向け、密接な関係にある損害保険、資産形成、医療・介護等の各分野で、先進的かつ最高の商品・サービスを提供できる体制を構築するとともに、将来における収益機会の拡大に向け、海外保険事業を展開しています。また、これらの国内関連事業、海外保険事業を支える経営基盤の強化として、将来の監督規制の動向等を踏まえ、グループ経営管理態勢の高度化の検討を進めています。具体的な事業内容としては、

- ・ 明治安田アセットマネジメント株式会社を通じた、運用商品の提供、資産形成のためのサービスの提供
- ・ 明治安田システムテクノロジー株式会社を通じた、システムインフラ開発等のサービス提供
- ・ 明治安田損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、イーデザイン損害保険株式会社、アニコム損害保険株式会社との業務提携による損害保険商品・サービスの提供
- ・ 介護総合情報サイト「MY介護の広場」や介護付有料老人ホーム運営会社「サンピナス立川」の運営等による介護関連サービスの提供
- ・ 2016年3月に完全子会社化した米国のスタンコープ・ファイナンシャル・グループをはじめとする海外保険事業
- ・ 以上に加えて、健康情報等を活用した新たなサービスの提供等に向けた、各分野で優れた知見をもつヘルスケアベンチャーや大学等、外部機関との提携

を進めており、こうしたアライアンス体制に基づく多面的なサポートを通じて、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えし、お客さまとの信頼関係の構築に努めています。

これらのグループ・提携戦略について十分な成果をあげることができない場合、出資が毀損したり、事業費が増加したりする可能性があります。また、業務提携先において違法行為や経営悪化等が発生した場合、明治安田生命の企業イメージが低下することなどにより、今後の事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

収支の状況

()生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額等によって、次に掲げる計算基礎率(予定死亡率・予定利率・予定事業費率等)に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等にあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納等の必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額(剰余金)に基づいて、社員配当が支払われます。

但し、金利が長らく低水準で推移する中で、過去に販売した一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります(「逆ざや」については、()「利差の状況」をご参照下さい。)。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害やパンデミック被害が発生した場合には、一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る可能性があります。

() 損益計算書と基礎利益

(a) 損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がない等の特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益等も含まれます。そのため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が変化した場合にも経常利益(損失)が変化します。

(b) 基礎利益

「基礎利益」とは、保険料等収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標です。これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損等の「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額(追加責任準備金については、後記「財産の状況」()「責任準備金」「(追加責任準備金)」をご参照下さい。)及び貸付金償却等の「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

明治安田生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記6「明治安田生命2020年度決算」「2020年度決算のお知らせ」、「2020年度決算の概況」7「経常利益等の明細(基礎利益)」のとおりです。

() 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が過去に販売した一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることとなります。

明治安田生命は、1993年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、2012年3月期には、公社債の積増し、長期化入替による利回りの向上による利息及び配当金等収入の増加、並びに追加責任準備金の早期積立て等による平均予定利率の低下等により、会社全体としての「逆ざや」を解消しました。2021年3月期についても、利息及び配当金等収入の減少等により2020年3月期より減少したものの、2,893億円の利差益を確保しています。

負債コストである平均予定利率は着実に低下しており、運用環境に大きな変化がなければ、今後も安定的な利差益が見通せる状況になってきていますが、金利環境や企業業績の悪化等により利息及び配当金等収入などの減少が続く場合には、明治安田生命の利差は、利差損に転じ、逆ざやが発生する可能性があります。

かかるリスクに備え、明治安田生命では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、追加責任準備金を積み立てることで、平均予定利率の引下げに向けた対応を実施しています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取り組みを通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果をあげることができない場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) ÷ 2

財産の状況

()責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金の中で、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

(追加責任準備金)

明治安田生命は、2008年3月期から2010年3月期までの3年間に亘り6,367億円の追加責任準備金の積立を行いました(なお、年金開始する契約の年金開始後部分は2011年3月期以降も年金開始の都度積立)。これは、「逆ざや」の影響により収支がマイナスとなっている一部の個人年金保険契約を対象に、追加的に責任準備金を積み立てるものです(「逆ざや」については、前記「収支の状況」()「利差の状況」をご参照下さい。)。2021年3月期より対象契約の拡大及び予定利率の引き下げを行い、4年間にわたって追加で積み立てを行いますが、積立初年度である2021年3月期は6,087億円の追加責任準備金の積立を行いました。また、2015年3月期において、変額保険等を対象に1,923億円の追加責任準備金の積立を行いました。2018年3月期においては、1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約について、24億円の追加責任準備金の積立を行いました。

()金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブ等が時価で評価され、2002年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性をふまえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価(但し、時価のあるものに限ります。)	損益計算書に計上せず、貸借対照表の資本の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2) 償却原価とは、償還金額より安く(高く)取得した場合に、その差額を利益(損失)として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して每期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算(減算)した価額です。

(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性(契約の長期性等)を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

明治安田生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記6「明治安田生命2020年度決算」「2020年度決算のお知らせ」、「2020年度決算関係参考資料」、「その他(会社計)」3、「有価証券の時価情報」に記載のとおりです。なお、明治安田生命のその他有価証券の含み益(時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の為替評価等の含み損益相当額を含む)は、2020年3月期末において2兆7,079億円でしたが、2021年3月期末においては、株式の含み益の増加等により3兆9,903億円となり、税効果を除いた2兆8,746億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、金利が上昇したり、株価が下落したり、円高が進行した場合、含み損益の悪化や評価損の計上等により明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、スタンコープ・ファイナンシャル・グループを含む子会社・関連会社が業績不振に陥った場合、子会社・関連会社株式に関する減損損失の計上等により、明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

()退職給付会計

退職給付債務は、将来支払うべき退職給付(一時金及び年金)を割引率により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。明治安田生命の2021年3月期末における退職給付債務の額は2,538億円、年金資産の額は3,795億円で、貸借対照表上は、未認識数理計算上の差異等を加減して、前払年金費用943億円を計上しています。

2021年3月期末においては、年金資産の額が退職給付債務の額を上回っておりますが、今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、積立不足となる可能性があります。

()固定資産の減損会計

市場価値が著しく下落している等、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、明治安田生命の2021年3月期における減損損失の計上額は、22億円となっております。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大する可能性があります。

()税効果会計

明治安田生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した上で、貸借対照表に表示しています。

明治安田生命は、2021年3月期末において繰延税金負債3,109億円を計上しています。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、税制関連の法令改正、会計基準等の変更、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると明治安田生命が判断した場合は、繰延税金資産計上額が減額される可能性があります。

()不良債権の状況

(a) リスク管理債権・債務者区分による債権

明治安田生命のリスク管理債権(貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に分類したものは、後記6「明治安田生命2020年度決算」「2020年度決算のお知らせ」、「2020年度決算の概況」12.「リスク管理債権の状況」のとおりです。

また、明治安田生命の債務者区分による債権(貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益(左記資産に係るもの)、仮払金(貸付金に準ずるもの)について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」に分類したものは、後記6「明治安田生命2020年度決算」「2020年度決算のお知らせ」、「2020年度決算の概況」11.「債務者区分による債権の状況」のとおりです。

なお、リスク管理債権及び債務者区分による債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

(b) 資産の自己査定と償却・引当

明治安田生命は、会計監査人の意見を反映した「自己査定規程」を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定結果をふまえて、「償却・引当規程」に基づいた適正な償却・引当を行い、資産の健全性の維持・向上に努めています。

自己査定及び償却・引当結果に対しては、自己査定実施部署から独立した監査部が個別査定の準拠性・適正性を監査し、その後会計監査人による外部監査を受けることにより、自己査定結果の適切性を確保しています。

しかしながら、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、すでに積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、明治安田生命の業績に影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内外における金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用にかかわる収支が悪化する可能性があるほか、一部商品の販売を抑制・停止せざるを得ない可能性があります。また、企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、取引先企業に対する不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

大規模災害等

経営に対し著しく大きな影響を与える事象の発生及びその発生を予見しうる状況を「危機」と定義し、「危機管理基本方針」及び「危機管理基本規程」等を定めて危機発生時に迅速な対応ができるように準備しています。

2014年4月から、明治安田生命の本社機能(東京都)の麻痺、及びメインシステムが停止した場合等の、甚大・深刻な被災を想定した事業継続計画(BCP)を整備し、保険会社としての公共的・社会的責任を果たすため、お客さまへ迅速・確実に保険金等をお支払いする態勢としています。

BCPIに基づく諸訓練を継続的に実施し、その実効性を検証するとともに、訓練結果の評価をふまえた見直し・レベルアップ等、BCPIに係る「PDCAサイクル」を推進しています。

BCP (Business Continuity Plan) : 大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際も、事業の中断を最小限にとどめ、早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画

内部統制システムの整備

明治安田生命は、内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制検証委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点から審議を重ね、内部統制システムの整備を行っています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である明治安田生命も上場会社に義務付けられている財務報告に係る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。2020年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人より無限定適正意見が付された内部統制監査報告書を取得しています。

しかし、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した態勢が十分に機能しない場合等においては、後記「コンプライアンスの推進」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、後記「リスク管理」に記載のリスクが顕在化するなど、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、明治安田生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(グループ内部統制基本方針の概要)

(前文)

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。上記の前文とともに、以下の項目について方針を定めています。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制
2. 業務の適正を確保するために必要な体制
3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
4. リスク管理に関する体制
5. 内部監査に関する体制
6. 当社単体の内部統制(1~5.に記載する事項を除く)

コンプライアンスの推進

明治安田生命では、「グループ内部統制基本方針」に基づき、明治安田生命グループのコンプライアンスを推進するにあたっての基本的な事項を定めた「グループコンプライアンス基本方針」を制定しています。この基本方針では、業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスが最優先されると認識し、国内外の適用される法令、国際規範及び社内規程等を遵守することはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動すること、お客さまに最適な商品と質の高いサービスを提供し、お客さまの信頼にお応えするためにコンプライアンスを実践すること等を基本的な考え方としています。

また、「明治安田生命 販売・サービス方針」では、アフターフォローの充実や高齢のお客さまへのきめ細やかな対応と丁寧な説明等を明記し、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

このほか、コンプライアンスに関する各種方針・規程を制定するとともに、日々の業務において遵守すべき法令や社内ルール等を「コンプライアンス・マニュアル(手順・解説書)」に掲載し、全役職員に周知・徹底を図っています。

(コンプライアンス態勢)

明治安田生命グループ全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署をコンプライアンス統括部と定め、コンプライアンス態勢の整備・高度化を推進するとともに、全所属に配置した法令遵守責任者・法令遵守担当者と連携し、コンプライアンス教育、不適正行為の未然防止策の推進、不適正事象が発生した場合の対応等を実施しています。

あわせて、不適正事象の発見者が直接報告できる内部通報窓口として、社外に「企業倫理ホットライン」を設置するとともに、社内に「コンプライアンス110番」「人権110番」を設置しています。さらに、職場環境等の相談窓口として、社内に「AD・MYRA専用職場環境相談窓口」「事務職員専用相談窓口」を設置しています。

また、明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢の検討や業務執行部門への適切な提言を実施するため、「コンプライアンス検証委員会」を設置するとともに、社外委員を含む「お客さまサービス推進諮問会議」を設置し、お客さま志向の前提となるコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項について諮問・報告する態勢としています。

(コンプライアンスの実践に向けた取組み)

コンプライアンスを実現するための具体的な計画として、本社・支社・法人部等においては、法令遵守責任者等が中心となり「コンプライアンス取組計画」を年度ごとに策定し、「自律的かつ持続的なPDCA発揮」を企図した枠組みとして実施しています。コンプライアンス統括部は「コンプライアンス取組計画」の進捗状況を定期的にモニタリングし、適宜フォローを行うことでPDCAを実践するとともに、上期・年間の評価結果について「コンプライアンス検証委員会」等を経て、取締役会に報告しています。

役職員に対するコンプライアンス教育については、原則として、全役職員を対象とした研修を毎年実施しています。また「私たちの行動原則」の早期定着を図り、「不正を許さない組織文化の確立」をめざし、トップメッセージの共有や役職員同士の意見交換の機会を設定しています。その他、社内報やイントラネット等を活用し、コンプライアンスに関する情報を継続的に発信しています。

(反社会的勢力への対応及び金融犯罪対策の推進)

反社会的勢力との関係遮断及びマネー・ローンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪対策を推進・徹底することは、お客さまや社会から信頼いただける会社づくりのための重要事項であるとともに、企業としての社会的責任であると認識しています。

そのため、「グループコンプライアンス基本方針」において特に推進すべきコンプライアンス項目として掲げ、コンプライアンス統括部を中心に適切な措置を講じるよう努めるとともに、「コンプライアンス検証委員会」において、関係部が定期的に対処状況等の確認を行っています。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払い等の直接的な支出が発生しかねないほか、明治安田生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理

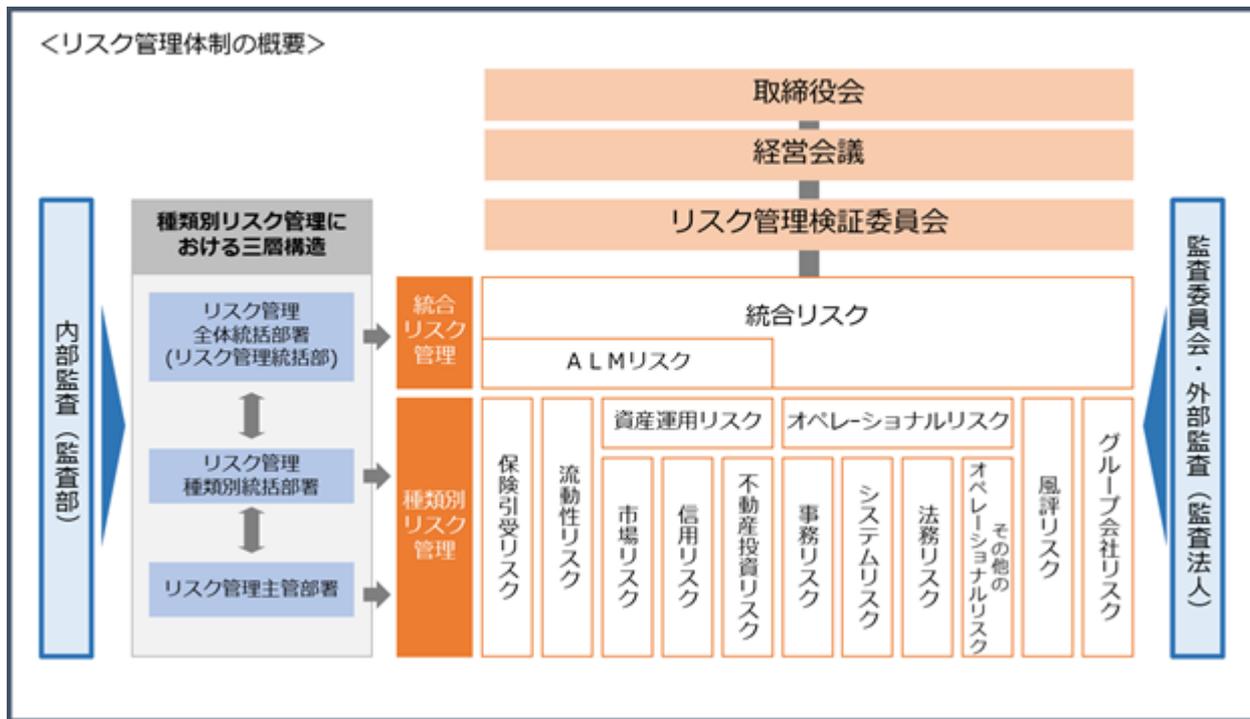
お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けするためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要であるとの認識のもと、明治安田生命では、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置づけ、取締役会、経営会議及びリスク管理検証委員会等において、リスク管理の方針、規程等を定めています。

()リスク管理体制

明治安田生命では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、種類別リスクごとの「リスク管理種類別統括部署」・「リスク管理主管部署」への専門的助言等を行う部署として「リスク管理全体統括部署」(リスク管理統括部)を設定し、統合的にリスクを管理する体制をとっています。また、経営会議の諮問機関としてリスク管理検証委員会を設置し、リスクの定期的なモニタリング(監視)、適切なコントロールを行っています。

さらに、監査部監査、監査委員会による監査、監査法人による外部監査などにより、リスク管理機能、体制の適切性、有効性を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

(リスク管理体制の概要)



() 統合リスク管理

種類別リスクを統合して捉えたリスクに加え、潜在的なリスクを含む会社経営に与える影響が大きなリスクについても認識のうえ、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセス(PDCAサイクル)を通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。また、リスクテイク戦略の妥当性を総合的に検証するプロセスであるORSA(自己資本充実度評価)についても、統合リスク管理の中核的手法のひとつとして実施しています。

加えて、グループ事業の拡大をふまえて、グループリスク管理基本方針を制定し、重要リスク管理及びリスク量の計測等をグループベースで実施するなど、グループ全体のリスクを俯瞰し、管理する枠組みの整備を推進しています。

なお、こうしたリスク管理状況については、リスク管理検証委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告しています。

(ALMリスク管理)

保険契約に基づく保険金・給付金等(負債キャッシュフロー)の特性に応じた資産運用を行うこと、また、資産運用の環境を商品設計・販売戦略等に適切に反映させていくことがALM(Asset Liability anagement)によるリスク管理の基本的な役割です。

明治安田生命では、ALMを重要な経営管理手法のひとつと位置づけ、資産と負債の乖離(ミスマッチ)の適切な管理に取り組んでいます。

(重要リスク管理)

「国内金利低下によるサープラス毀損」や「巨大地震・気候変動等の自然災害及びパンデミックによる損失拡大」など、リスクの影響度と蓋然性により会社経営に与える影響が大きいと評価される事象を重要リスクとして特定しています。リスクの特定においては、事業環境にとどまらず「気候変動リスク」のような明治安田生命を取り巻く広義の外部環境の変化をヒートマップにより確認し、経営陣インタビューやブレインストーミングを通じたトップダウンの洗い出し、及びリスク管理種類別統括部署による種類別リスク管理の視点によるボトムアップの洗い出しなどにより、網羅的に実施しています。

特定した重要リスクについては、予兆指標等を適切にモニタリングし、定期的に経営へ報告するとともに、予め必要な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、リスク管理プロセスを推進しています。

(リスク許容度・リスク限度枠管理)

リスクアペタイトでは、高い健全性を確保できる範囲内で国内生保事業・資産運用・グループ事業等のリスクテイクに取り組むこととしており、リスクテイクに対する経営の意思、姿勢(リスクテイクに際し満たすべき制約等)をリスク許容度として明文化し、必要に応じて、リスク限度枠として定量化することで、適切にリスクテイクをコントロールしています。

()種類別リスク管理

リスクの発生要因などにより、リスクを分類して管理しています。リスク特性に応じ、新たなリスク事象の発見に努めるとともに、特定されたリスク事象を定量的・定性的に評価し、必要に応じてコントロール策を適切に実施することにより、リスク管理を推進しています。

種類別リスク		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、明治安田生命が損失を被るリスク
流動性リスク		資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより、明治安田生命が損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、有価証券等の価格等さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産(オフ・バランスを含む)及び負債の価値が変動し、明治安田生命が損失を被るリスク、及び資産から生み出される収益が変動し、明治安田生命が損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消滅し、明治安田生命が損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が低下し、明治安田生命が損失を被るリスク
オペレーショナルリスク		業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
事務リスク		役職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
システムリスク		コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスク
法務リスク		明治安田生命の各部署における決裁によって生じる、明治安田生命が、法令に抵触することにより、法令上の責任を問われ、明治安田生命が損失を被るリスク、明治安田生命が、合理的な理由なく明治安田生命にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、明治安田生命が損失を被るリスク
その他のオペレーショナルリスク		業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さま又は明治安田生命が損失を被るリスクのうち、事務リスク、システムリスク、法務リスク以外のリスク
風評リスク		明治安田生命又は生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、その他社会一般等に広がり、明治安田生命の業績に悪影響が生じること等により、明治安田生命が損失を被るリスク
グループ会社リスク		グループ会社で発生した事象により、お客さま又は明治安田生命グループが損失を被るリスク

()ストレステストの実施

経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害などバリュー・アット・リスク (VaR: 最大予想損失額) では計測が困難なシナリオを想定したストレステストを実施し、明治安田生命の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

バリュー・アット・リスク (VaR) : 一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一的かつ明確に把握できる利点があります。

しかしながら、明治安田生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、株価下落等の市場環境の大幅な悪化に伴う資産運用における損失の発生、大規模なコンピュータシステムのダウン等のリスクが顕在化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

保険金支払能力等の格付

本届出書提出日時点において、明治安田生命は、信用格付業者のうちR&I、株式会社日本格付研究所、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社に依頼し、保険金支払能力等の格付を取得しています。この他、明治安田生命の依頼に基づかないいわゆる勝手格付も存在します。

今後、明治安田生命の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により格付が引き下げられた場合、明治安田生命の信用力が低下し、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険金支払能力等の格付は、本社債に関する利息の支払期日における支払と元金の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

6【明治安田生命2020年度決算】

明治安田生命の2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)決算は以下のとおりであります。なお、以下に掲げられた「2020年度決算のお知らせ」(「2020年度決算関係参考資料」を含みます。)における全部又は一部の項目については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

[次へ](#)